

令和2年第3回上里町議会定例会会議録第1号

令和2年6月5日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 （選挙第 9号）児玉郡市広域市町村圏組合議員選挙について
- 日程第 10 （選挙第10号）本庄上里学校給食組合議員選挙について
- 日程第 11 （町長提出議案第32号）上里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 （町長提出議案第33号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 （町長提出議案第34号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 （町長提出議案第35号）上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 （町長提出議案第36号）上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 （町長提出議案第37号）上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 （町長提出議案第38号）上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 （町長提出議案第39号）埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 19 （町長提出議案第40号）農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 2 0 (町長提出議案第41号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 1 (町長提出議案第42号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 (町長提出議案第43号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 3 (町長提出議案第44号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 4 (町長提出議案第45号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 5 (町長提出議案第46号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 6 (町長提出議案第47号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 7 (町長提出議案第48号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 8 (町長提出議案第49号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 9 (町長提出議案第50号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 0 (町長提出議案第51号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 1 (町長提出議案第52号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 2 (町長提出議案第53号) 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 3 (町長提出議案第54号) 令和 2 年度上里町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 3 4 (町長提出議案第55号) 令和 2 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 3 5 (町長提出議案第56号) 令和 2 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

- 日程第 3 6 (町長提出議案第57号) 令和 2 年度上里町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 3 7 特別委員会委員長報告について
- 日程第 3 8 (町長提出議案第58号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 9 (意見書第10号) 公立・公的病院の統廃合計画の撤回を求める意見書 (案) について
- 日程第 4 0 (意見書第11号) 保健所の増設と機能強化を求める意見書 (案) について
- 日程第 4 1 (意見書第12号) 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書 (案) について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
-

出席議員 (13 人)

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	9 番 植 井 敏 夫 君
1 0 番 高 橋 正 行 君	1 1 番 納 谷 克 俊 君
1 2 番 沓 澤 幸 子 君	1 3 番 高 橋 仁 君
1 4 番 新 井 實 君	

欠席議員 (1 人)

8 番 植 原 育 雄 君

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 江 原 洋 一 君
教 育 長 埴 岡 正 人 君	総 務 課 長 山 田 隆 君

総合政策課長	豊田貴志君	税務課長	須長正実君
くらし安全課長	間々田亮君	町民福祉課長	亀田真司君
子育て共生課長	飯塚郁代君	健康保険課長	及川慶一君
高齢者いきいき課長	間々田由美君	まち整備課長	相馬伸太郎君
産業振興課長	山下容二君	上下水道課長	根岸利夫君
学校教育課長	望月誠君	学校教育指導室長	福島実君
生涯学習課長	伊藤覚君	会計管理者	小暮伸俊君

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 係 長 飯塚 剛

◎開会・開議

午前9時01分開会・開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（猪岡 壽君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、12番沓澤幸子議員、13番高橋 仁議員、14番新井 實議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員長、齊藤崇議員。

〔議会運営委員長 齊藤 崇君発言〕

○議会運営委員長（齊藤 崇君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の齊藤崇でございます。前期定例会において審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る5月15日に議会運営委員会を開催し、慎重審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会における一般質問は、4名の議員から通告書が提出されております。

質問の通告時間は2時間20分であり、答弁時間を含めると、おおむね4時間程度になる見込みとされています。

なお、一般質問は、本日に4名の割り振りいたしました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が7件、規約の変更が1件、農業委員会委員の任命が14件、補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計の4件で、これらを合計いたしますと26件の提出議案であります。

次に、今期定例会に受理した請願・陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程表のとおり、本日6月5日

から6月15日までの11日間といたしたいところであります。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果の報告といたします。

慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月15日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局朗読〕

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和2年第3回定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参会を賜り、町政の重要課題について御審議いただきますことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しての町の状況を報告させていただきます。

新型コロナウイルスの感染者が全国的に増加する中、4月7日に埼玉県を含む7都府県を対象とした緊急事態宣言が発令され、4月16日にはその対象が全都道府県に拡大されました。その後、感染者の増加の勢いは止まらず、5月31日までの延長が決定されました。その間、ゴールデンウィークを挟み、外出自粛や行事、イベントの中止、公共施設の使用制限と町民の皆様には多大な御不安や御不便をおかけいたしました。

埼玉県内においては、6月3日現在、1,005名の感染が確認されております。4月3日には上里

町においても1人目の感染者が確認され、また4月27日には2人目の感染者が確認されました。町ではいち早く町民の皆様に正確な情報提供を行うべく、ホームページの掲載や防災無線で周知したところであります。

5月25日に緊急事態宣言が解除となりました。これまで町民の皆様には大変な御負担をおかけしましたが、皆様の御協力により、町内の感染拡大を最小限にとどめることができました。深く感謝申し上げる次第であります。

次に、町内小・中学校の状況を報告させていただきます。

国からの要請を受け、3月3日から26日までの期間、小・中学校を休校とさせていただきましたところですが、その後の感染拡大、緊急事態宣言の発令、町内における感染者の発生等を鑑み、5月31日まで休校を延長いたしました。5月25日の緊急事態宣言の解除を受け、6月1日より分散登校を開始して、段階的な学校再開を進め、6月15日から平常授業を行う予定であります。

経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、10年前のリーマンショックを超えようとする落ち込みとなっております。緊急事態宣言は解除となりましたが、長期にわたる外出自粛の影響などから、町内の経済状況も深刻な状況となっております。

上里町では、町民の安全、健康を守るべく、2月以降、新型コロナウイルス対策本部会議及び対策会議を開催し迅速に対応してまいりました。対策会議では、感染症対策の基本的対処方針の確認や行事等の対応基準及び公共施設の利用制限についての協議、今後の行事開催予定、小・中学校の対応について等の協議を行ってまいりました。

町民の皆様への啓発としては、住民回覧、毎戸配布、ホームページ、防災無線、防災メールなど、複数の媒体を利用し周知を行ってまいりました。ゴールデンウィーク時には、町民の皆様には不要不急の外出をお控えいただくようお願いするため、私自ら防災無線での呼びかけを行いました。

また、役場職員の勤務体制等については、感染拡大防止のため、役場窓口の飛沫飛散防止シートの設置、カウンターや椅子などの消毒清掃、また職員を2班に分け、会議室等を利用して職員体制を交替制にするなど、いざというときに部署が全滅し、住民サービスを低下させることがないよう業務の継続を図ってまいりました。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策についての御報告をさせていただきます。

家計支援のため、全国民に一律10万円を給付する特別定額給付金及び児童手当受給世帯の対象児童1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金について、いち早く町民の皆様へお届けできるよう専決処分にて補正予算を組み、5月臨時会において議会の皆様に御承認いただいたところでございます。

特別定額給付金については、6月1日現在、申請件数については1万1,512件、率にしますと約

88%、給付済み件数につきましては1万646件、総額26億3,300万円となっており、率にしますと約82%となっております。子育て世帯への臨時特別給付金につきましても、6月中旬の給付に向け準備を進めているところでございます。

また、上里町では、独自の支援策、上里町民の暮らしと健康を守る緊急施策として、補正予算案を5月臨時会において御議決いただき、実施を開始しているところでございます。

今回の支援策は、事業活動の縮小を余儀なくされている町内商工業者に対しての応援給付金として一律5万円を支給する町内商工業者応援給付金事業、育児と仕事を単身で担うひとり親家庭などの世帯に対して3万円を支給するひとり親家庭等応援給付金事業、またこれからの台風シーズンや災害時に備えるための指定避難所等における感染防止対策として、体温計や防護対策キット、簡易テントなどの配備となっております。合計にしますと6,822万7,000円の事業となっております。

また、これら支援策に加え、町民の皆様の健康に対する不安や新型コロナウイルスに起因する相談にワンストップで対応する専用ダイヤルを開設いたしております。引き続き今後の感染状況や経済状況を見極め、また国・県の補正予算を勘案しながら地方創生臨時交付金の活用を含め、機を逸することなく、さらなる支援について検討していかなければならないと考えております。

新型コロナウイルスの感染症は、今後一旦は収束しても、再度感染者が増加する事態が想定されます。ここで気を緩めると再び増加する第2波を招くおそれがあります。今後起こり得る様々な事態を想定しながら、町民の健康・安全を第一に考え、正確かつ迅速な情報発信、感染拡大の防止策について対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会には、上里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をはじめとする条例の一部改正が7件、人事案件としまして農業委員会委員の任命が14件、補正予算としまして令和2年度上里町一般会計補正予算など4件、その他として規約の変更が1件を提出議案とさせていただきます。

補正予算案の概要について申し上げます。

一般会計につきましては、総額で歳入歳出1億8,325万8,000円の増額補正を提出させていただきました。主な内容としては、GIGAスクール構想に基づく小・中学校7校のICT環境整備事業、児玉工業団地アクセス道路事業、道路維持補修事業、高齢者お出かけサポート助成事業補助金となっております。

その他、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計の補正を提出させていただきました。

これらの提出議案につきまして慎重審議をいただき、御議決を賜りますようお願い

申し上げます。

次に、町職員の定期人事異動でございますが、一般退職、埼玉県への復帰退職などにより9名に退職辞令を交付し、新規採用については一般職5名、土木1名、合計6名を採用いたしました。また、県からの派遣4名、新規任期付1名を加え人事を構成しました。異動については、昇格などを含め延べ100人への人事異動の発令を行いました。

今年度の職員配置の特徴といたしましては、町の観光施策の業務を取り入れていくため、産業振興課農政商工係の名称を産業観光係へと名称を変え、任期付職員として埼玉県職員の行政に携わった職員を1名配置いたしました。また、健康保険課、保健センター内にある健康推進係を健康支援係と保健推進係の2つに分け、きめ細やかな住民の健康増進、保健業務を行う配置となっております。

本年4月1日現在における総職員数は183人となり、昨年度と比較しまして4名の増員となっております。また、令和2年4月より、会計年度任用職員制度がスタートし、町部局が52名、教育委員会部局55名の計107名の会計年度任用職員を配置いたしました。今後も限られた人材で住民のニーズに速やかに対応できる効率のよい組織づくりを整備してまいりたいと思います。

また、議会におきましても随時報告させていただいております、上里町立空の杜保育園が4月1日に開園いたしました。現在、園児77名の保育を行っているところでございます。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告・提出議案の説明といたしますが、今後とも町政推進におきまして、議会議員の皆様の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎日程第5 諸報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日までに受理した請願及び陳情はありません。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員の方はそのままお待ちください。

午前9時22分休憩

午前9時23分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 一般質問について

○議長（猪岡 壽君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。通告に基づき一般質問を行います。

今回は、新型コロナウイルスについて、交通弱者対策についての2項目で質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルスについて。

2月27日に出された突然の全国一律休校要請、その後、4月7日に7都道府県を対象にした緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出を控える自粛生活が求められました。ようやく5月25日に全ての緊急事態宣言が解除されました。しかし、解除以降も、マスクの着用や身体的距離の確保など新しい生活様式が求められており、安心できない状況です。そこで、今後の対応について、何点か質問したいと思います。

① コロナウイルス感染予防の長期対応について。

コロナの脅威は、コロナウイルスの免疫を獲得できるワクチンが開発していない中で、見えないウイルスを意識した行動が求められ、気づかずに感染し、知らずに感染を広げてしまうところにあります。このため、感染が下火になっても、第2波、第3波の感染拡大が常に心配され、コロナの対応は長期に及ぶことが予想されます。

当町をはじめ、埼玉県北部地域管内では、今回は大きな感染拡大はありませんでしたが、逆に免疫がない地域は、今後感染拡大が起こる条件があるとも言える地域です。そこで、長期的な対応の一つとして、発熱や体調が悪いときに希望すれば、身近でPCR検査ができる発熱外来を設置することや、軽症感染者が療養できる宿泊施設の確保を医師会や広域市町村で協議し、県に要請し、感染に備えておくことについてお聞きしたいと思います。

2点目としては、今年度の町の大きな行事予定の変更について、見通しを立てるためにも早めの判断が必要と思いますが、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

② 町民の生活と子育て支援の強化について。

緊急自体宣言で町民の生活スタイルも大きく変えざるを得なくなりました。昨年10月からの消費税増税の上に、コロナ禍でサービス業界は大打撃を受けています。また、残業が減り収入が減少した、仕事がなくなり失業したなど、町民生活の影響も計り知れません。町の緊急パッケージ、約6,000万円の補正も組まれましたが、町長はその時点で第2弾も考えているとのことでしたので、お聞きしたいと思います。

第2弾の支援については、職員の事務作業や費用を抑えながら、町民生活を支援する方法として、支払うべき負担の軽減が効果的ではないでしょうか。例えば水道料金を今年度中に限り軽減または無料にするなど、思い切った支援ができないでしょうか。

また、国は国民健康保険税等の軽減対策も打ち出しております。こうした従来から負担が重くのしかかっている国民健康保険税、後期医療保険料、介護保険料などの大きな軽減に町も全力を上げるべきではないかと思います。

子育て世代の支援としては、もともと町長の公約であった学校給食費の無料化を思い切って実現すること。また、学校の学年教材費の無料化。保育料については、乳幼児の保育料はまだ無料になっておりません。そうしたところの軽減対策も講じる必要があるのではないのでしょうか。

国の第1次補正による臨時交付金は、上里町には約1億円と聞いています。また、国の第2補正予算が閣議決定されて国会で審議中ですが、この地方自治体への臨時交付金が2次補正の2倍の2兆円とのこと。町はこうした臨時交付金を生かし、どのような第2弾の支援策を考えているのかお聞きしたいと思います。

③ 長引く休校の下での学びの保障について。

国はコロナ禍の学習の遅れ等の対応も含め、9月入学の検討をしてきましたが、課題が多過ぎて、拙速な導入は見送ることになっています。大人でも期限も見えず不安が大きい中で、子どもたちも様々な報道に心を痛め、友達と遊ぶ大切な時間が削られ、不自由な生活を送ってきました。ようやく2か月遅れの新学期が始まり、前学年の3月と合わせると3か月ぶりの登校が、6月1日から分散で始まっています。15日から通常の一斉登校に切り替わるようですが、各学校の子どもたちの状況についてお伺いしたいと思います。

子どもたちの学びの保障の基本として、心の状態や感染症対策の徹底が重要課題になります。学校での感染防止の基本は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が新しい生活様式として呼びかけている身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いがあります。この身体的距離の確保は、2メートル空けることを基本とし、最低でも1メートルという距離の確保が必要になっています。各学校でこの距離の確保が可能でしょうか。

国の2次補正予算では、全国の小・中・高校と特別支援学級1校につき、規模などを考慮して最低100万円の支給と公立小・中学校に教員3,100人を加配する費用など、総額約774億円が計上されていますが、教員3,100人では10校に1人が配置されるかどうかであり、上里町の配置が可能なかどうか危ぶまれます。重要な身体的距離の確保のためにも、分散した少人数での学びの保障が重要になっているのではないのでしょうか。

日本共産党は、6月2日に子どもたちの学び、心身のケア、安全を保障するために、学校再開に当たっての緊急提言を発表したところです。長期休校のかつてない学習の遅れと格差に対しては、子ども一人一人に丁寧に教えることは欠かせず、学習が遅れた子どもへの個別の手だてが必要なため、学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、20人程度の少人数授業ができるようにするために約1兆円を投入し、10万人の教員の増員を求め、少人数学級への条件整備を求める内容です。教育長に少人数学級についての見解をまずお聞きしたいと思います。

次に、当面の課題として、3か月間の長期休校は、当町においても家庭の条件の違いにより学習の取り組み内容や取り組んだ時間の差も生まれ、ユーチューブやゲーム漬けで夜型の生活になった子もいると思います。様々な個々の学びをどのような形で保障する計画でしょうか。取りあえず夏休みは18日間に、冬休みは10日間に、長期休みの縮小が打ち出されていますが、そのほかにどのような方法で授業時間を確保するお考えでしょうか、お聞きいたします。

また、授業時間の確保と同時に、休憩時間に友達と遊ぶ時間の保障も、子どもたちの心身の成長には欠かせません。今後の行事についても、変更する場合においては、子どもたちの意思決定権も考慮した判断が大切だと思います。どのようにしたら実施できるのかの工夫も含め、子どもたちの意見に耳を傾けることについてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

最後に、感染症対策として、学校では毎日の消毒、清掃などの衛生管理と今まで以上の子どもたちの健康チェック、また暑さが増す時期に向かい、熱中症対策など多くの業務が生じます。もともと長時間労働が問題になっている教員に、これら全ての負担を負わせることは困難だと考えます。当面、消毒を含めた清掃のための人員を確保し、安全の徹底を図る必要があるのではないのでしょうか。この対策についてお聞きしたいと思います。

④防災の学習会などの実施とコロナウイルス対応について。

町長は昨年12月議会の質問に対し、今回の台風を参考に、住民が取るべき行動や事前の備えについて説明する機会を、来年の出水期前をめどに、河川流域の地域を中心に高崎河川国道事務所、熊谷气象台等も含め調整して実施したいと答弁されました。正しく知ることが大きな力を発揮し、災害から命を守ることにつながりますので、予定どおり実施していただきたいのですが、コロナ禍と重なってしまったため、どのような実施方法を考えているのかお聞きした

いと思います。

2点目として、コロナ禍の中での避難方法として、特別な注意が必要になっています。国はコロナ対応として宿泊所などの避難所等の確保を打ち出していますが、宿泊施設がない町では、公共施設の中で密集を防ぐ方法を考えなくてはなりません。地震と水害を分けた避難場所の確保の上に、過密を防ぎ、安全な避難所を確保する。そのためには、予想水深の深さに応じた自宅2階への垂直避難地域と指定避難所への避難地域を住民に理解してもらう。分散避難、段ボールのつい立ての確保やテントの確保が必要ではないでしょうか。

5月の補正でも避難所の備品購入がありましたが、新型コロナの対応を含めた避難所の安全確保についてどのような準備を考えているのか、お聞きしたいと思います。

2、交通弱者対策について。

①交通弱者へのタクシー補助券の進捗状況と障害者補助との整合性について。

3月議会に続いて質問させていただきます。高齢となり、歩行が困難な高齢者など、交通弱者へのタクシー券補助については、補正予算での一刻も早い実施を願うところです。近隣の美里町では、500円券を72枚で1回に3枚まで使用できます。神川町では、700円券を48枚で、1回に4枚まで使用できます。当町の実施時期と近隣自治体と同程度の内容で実施する考えなのかどうかについてお聞きしたいと思います。

一方で、既に実施されている在宅重度心身障害者への自動車等燃料費助成とタクシー利用金補助のいずれかを選ぶ事業のタクシー利用補助は、3月議会で述べたとおり大変貧弱です。2月にタクシーの初乗り運賃が740円から620円に変更したことから、枚数を4枚増やし28枚にしたとのことですが、もともと24枚を使い切っている実績がどれくらいあったのか疑問です。1回につき1枚しか使用できないことは、結局、利用者の自己負担が重くなることになりました。

この制度の変更は、福祉タクシー運営協議会での協議が必要であり、児玉郡市内で統一しているとのことでした。町長はタクシー運営協議会に働きかけていきたいと言われました。協議の検討はお願いしたいと思いますが、全県的な協議となり、時間を要すると思います。

そこで、改善するまでの間、町が実施する交通弱者対策としてのタクシー券補助を、在宅重度心身障害者の対象者の方にも、現在の制度と併せて使えるようにすることで整合性を図っていただきたいと考えていますが、町長にお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、新型コロナウイルスについての①コロナウイルス感染予防の長期的対応について

のお尋ねでございます。

新型コロナウイルスの感染者が全国的に増加傾向となり、医療提供体制が逼迫し始めている中で、限られた医療資源の有効活用の観点から、重傷者を優先する医療体制へと移行することとなり、一方、軽症者等に適切な療養環境を提供するため、宿泊療養としての施設の確保が必要となりました。

埼玉県においては、5月14日現在、4か所の宿泊施設が開設されております。軽症者等への宿泊施設の設置は都道府県が行うわけですが、町としても何かできないかということから、町内に宿泊施設の設置などができないか調査し検討しましたが、宿泊施設の選定、事前の準備については、規模や宿泊対象者の人数、医師数の確保、警備員の確保などを想定した上で、県が対応することとなっていますので、難しい状況であることが分かりました。

さらに、仮に町内に宿泊施設を設置し、埼玉県から軽症者等への宿泊施設に選定されましても、埼玉県が施設の管理運用を行うこととなりますので、必ずしも児玉郡市内の住民が使用できるわけではなく、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、県内他市町村の住民が入ることとなります。その結果として、上里町の住民は地元で宿泊施設がありながら、他市町村にある宿泊施設に入居しなければならないことも想定されますので、地元で造れば安心というわけにはいかないようでございます。

現状、県内では500室を超える宿泊施設を確保し、軽症者等の受入れを行っていますが、今後の感染の状況を見極めながら、郡市内への軽症者用宿泊施設の設置の可否について対応していきたいと思っております。

次に、町のイベントや施設利用についてですが、上里町新型コロナウイルス対策会議において、国内の動きや感染の状況、他市町村の状況、町の事業計画等を見極めながら判断して決定しております。

イベントの開催基準は、随時ホームページにも掲載しておりますが、まず2月20日に参集人員100人規模をラインとし、事業内容や参加者の傾向などを加味して判断する基準を提示しました。その後、感染が拡大していく状況を鑑み、4月3日には全てのイベントを中止といたしました。そして、5月25日の緊急事態解除宣言を受け、現在、イベントの開催の可否は、再び参集人員100人を判断基準としております。

また、各施設の利用につきましても、施設ごとの特性を考慮し、段階的に利用制限を行ってまいりました。制限の解除につきましても、感染状況や安全性、利用者や施設の特性などを判断して、上里町新型コロナウイルス対策会議において決定しています。

町の予算に関しましては、当初予算で計上いたしました各事業について、積極的に取り組んでいきたいと考えております。しかしながら、直面する新型コロナウイルス対策のために、事

業の中止や縮小、または時期をずらしての実施なども余儀なくされているところでございます。

大きな事業、イベント等に関しては、準備期間が必要となりますので、早めの判断が必要となります。秋の事業である町民体育祭やふれあいまつり等についても、状況を見極め、早急に判断を行ってまいりたいと考えています。そして、本年度予定されている事業の重要性と、感染症に係る効果的な支援策を比較衡量し、限られた財源の中で優先順位をつけて判断してまいります。

続きまして、②町民の生活と子育て支援の強化についての御質問にお答え申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大に関し、上里町においても住民生活、経済活動において甚大な影響を受けているところであります。町民の皆様、事業者の皆様におかれましては、様々な不安を抱え、大変つらい日々を過ごされていることと存じます。町といたしましても、感染拡大防止に御協力いただいている全ての皆様に感謝を申し上げます。

現在、町では5月7日より、新型コロナウイルス感染症相談ダイヤルを設置して、専属職員を配置し、子育て支援、健康相談などは専門部署への取次ぎを行うなど、町民の方からの相談に対応してまいりました。外出自粛によりお子様や保護者の方々もストレスがたまり、大変疲労もあるかと思いますが、町民の皆様に寄り添う形で今後も支援を行ってまいりたいと思います。

子育て支援の状況について申し上げますと、感染症対策といたしまして、母子手帳を交付する際の手続を簡素化し速やかに交付を行った後に、自宅に戻っていただいてから電話にて詳細な説明を行っております。対面による説明ではないため、できる限り時間をかけ、丁寧な説明を心がけておる状況でございます。その他、妊婦生活の不安軽減に関する情報提供や電話による相談業務など、出産に関する支援を行っているところでございます。

さらに、乳幼児健診や発達相談などの育児支援につきましても、対面での相談を控える状況にあることから、お子様や保護者様の状況に関するアンケートの実施や電話での相談など、感染防止に配慮する形での支援を行っているところでございます。

また、町の支援策の一つであるひとり親家庭等応援給付金は、6月1日より振込を開始いたしました。国の支援策である子育て世代への臨時特別給付金につきましては、6月22日より振込予定となっております。

その他、緊急的な子育て支援策として、給食費の無償化も考えられますが、多くの財政負担を伴うことから、慎重に検討を行っているところでございます。今回の臨時休業の長期化に伴う家計への応援事業を検討する上で、その他の事業案とともに総合的に検討してみたいと考えております。また、感染症は町民全体に影響している側面もあることから、水道料金の軽減など広く町民全体への生活支援策についても、検討の必要があろうかと思っております。

これら今後の支援策の予算化に当たっては、国の第2次補正予算や感染症の動向を注視しな

がら進めていくところでございますが、財源についても国の交付金や町の基金の活用が必要となっておりまして。議員の皆様には改めて臨時議会をお願いすることもあるかと存じております。

緊急事態宣言が解除された後も、感染拡大の第2波、第3波の危険性は拭い切れず、引き続き感染拡大予防に留意しつつ、また感染拡大前の生活に戻すことは困難であるため、新しい生活様式に対応していくため町として何ができるか、国の新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言などを踏まえ、柔軟に様々な取り組みを進めていきたいと考えております。

町民の暮らしと健康を守るため、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、③の長引く休校の下での学びの保障については、教育長より答弁させていただきます。

次に、④防災の学習会等の実施とコロナウイルス対応についてのお尋ねでございます。

令和元年台風19号では、町内に大きな被害はなかったものの、初めて避難所を開設し、最大で約830人の方に避難していただきました。

令和元年12月議会において答弁しましたとおり、出水期を前に高崎河川国道事務所の方を講師にお招きし、防災講習会を開催できるよう調整してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、人が集まって密が発生するような会議等については、町の行事等の判断基準の中で中止となっていることから、開催を見送っている状況であります。

防災講習会に代わる手段として、広報かみさと6月号やホームページに、令和元年台風19号と過去の水害との比較や避難所における新型コロナウイルス感染症対策について掲載させていただきました。今後とも町民に対して、災害への備えについて考えていただくため、各種媒体を活用し周知を図っていくほか、感染状況の推移を見ながら、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施した上での防災講習会が開催できるよう、関係機関と調整してまいりたいと考えております。

避難所運営における新型コロナウイルス対応についてでございますが、避難所における感染症予防対策として、間仕切りなどが有効であるとのことでございます。

町ではマスクや消毒液の購入などを進めており、その他の備蓄品につきましても、町の防災計画に基づき計画的に備蓄しているところであります。感染症予防対策として優先順位をつけながら、対策に有効な備蓄品のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、内閣府から示されております指針に基づき、感染の疑いのある方が避難された場合に、専用のスペースや専用のトイレなどが確保できるよう、学校をはじめとした避難所等に対して調査を行い、現状の把握に努めているところでございます。

議員御指摘のとおり、大規模災害が発生した場合には、学校の体育館だけでなく、教室なども開放することが必要になると考えております。教室など個室となるスペースには、体調の悪

い方や障害のある方など、他の避難者と同室にすることが困難な方に開放することで、感染症の予防や円滑な避難所運営を実施することができます。

避難所には様々な事情を抱えた方が避難されるため、避難される皆さんには御不便をおかけすることもあるかと思いますが、行政と町民が一丸となって、災害を乗り越えられるよう努めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、2、交通弱者対策についての御質問のうち、①交通弱者へのタクシー券補助の進捗状況と障害者補助との整合性についてのお答えを申し上げます。

人々が自立した生活を営む上で、日常生活における移動は欠かせないものであり、特に移動手段を持たない方にとっては、公共交通は重要な存在であります。町の公共交通の軸であるこむぎっち号につきましては、利用者ニーズに対応した公共交通サービスの向上に努めてまいりました。

令和2年3月に望ましい公共交通の姿を総括した上里町地域公共交通網形成計画を策定し、こむぎっち号が利用できない歩行困難者等を対象とした施策の検討を進めたところでございます。

このたび令和2年9月より、自宅からバス停までの移動手段を確保することを前提に、高齢者の外出支援としてタクシーの利用料金の補助券を交付する事業を実施することと決定いたしました。

現在の進捗状況であります。事業名称は上里町高齢者お出かけサポート助成事業と定め、事業費は6月補正予算として本定例会に上程させていただき、要綱等については調整中となっております。

今後のスケジュールは、事業予算案を御承認いただきましたら、広報かみさと8月号及び上里町のホームページに事業内容を掲載させていただき、令和2年8月中旬から申請を受付、令和2年9月上旬から利用していただくことを予定しております。

次に、上里町重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業との今回の上里町高齢者お出かけサポート助成事業の整合性であります。上里町重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業は、身体障害者手帳を有する方を対象とし、上里町高齢者お出かけサポート助成事業は、65歳以上の要支援1以上の介護区分を有する方を対象とするほか、助成金額や1回の使用枚数は、上里町重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業に準じた制度設計となっております。

なお、上里町重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業は、福祉タクシー運営協議会の決定事項が実施基準となっておりますが、両制度ともタクシーの利用料金補助を手法としているため、目的に即し格差が生じないようお互いに連携し、整合性を保っていきたいと考えております。

また、上里町高齢者お出かけサポート助成事業につきましては、上里町地域公共交通網形成

計画において、令和4年度までに新たな公共交通体系の導入の可能性を検討する中で、こむぎ
っち号の再編が予定されているため、歩行困難者等に対する公共交通の隙間を埋める施策の検
証として、同一期間内で試験的に実施するものと考えております。

町民にとっての公共交通の在り方と歩行困難者等への支援については、引き続きあるべき姿
を模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 教育長の埴岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、沓澤議員のまず1番の新型コロナウイルスについての③長引く休校の下での学び
の保障についての御質問にお答えを申し上げます。

上里町では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業は、昨年度3月3日から始ま
り、3月は17日間、また今年度に入りまして4月が15日間、5月が18日間の合計50日間に及んで
おります。

学びを保障するための上里町の対応について説明いたします。

臨時休業中は、前年度の復習や今年度の予習など、学校から指導計画を踏まえた適切な家庭
学習を課してまいりました。そして、登校日を設定したり、家庭に電話したりすることで学習
の状況や成果を把握してきました。学校再開後は、学校において学習内容の定着を確認し、学
習の遅れを補うための措置を講じていきます。

例えば臨時休業中の授業時数確保のために、夏季休業や冬季休業の期間を短縮し、行事の精
選をすることで授業に取り組んでまいります。

そのほか、行事につきましては先ほども御質問にありましたように、長期休業の短縮だけで
は授業の補填はできません。今現在考えているところでは、終業式や始業式においても授業を
行います。あるいは行事の見直しということで、本年度は学校医さんによります健康診断、ま
だ行える状態ではありません。ということで、眼科検診をしていないというところで、水泳授
業は中止にいたしました。

また、3密を避ける、子どもたちの安全を第一にということで、中学校で例年行っておりま
す合唱大会、それから保護者、町民の方々が楽しみにしていられっしやいます、応援もたくさん
来ていただくんですが、密を避けるということで、小学校の運動会、中学校の体育祭も、今の
段階では中止ということになっています。

それらの行事あるいは準備にかかる時間などを授業に充てることによって、授業時間がだい

ぶ挽回できるのではないかなと思っております。ただ、行事を中止するというだけではなく、子どもたちの授業、体験を大事にとということも考えまして、中学校の修学旅行につきましては12月に延期して、上里中学校、北中学校、両方とも12月に実施できる状況でございます。

従来の夏季休業中も授業を実施するという事で7月31日まで、そして8月は19日から授業を開始ということで、新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策、それに加え熱中症の対策も必要になってまいります。密閉、密集、密接の3密を回避するとともに、常時、教室の2方向の窓を同時に開けたり、扇風機を使ったりして換気を行います。また、熱中症防止のためエアコンも適切に使用し、エアコン使用時においても窓を開け扇風機を回し、換気を行うよう注意を払います。

次に、学校内の消毒についてでございます。

教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる場所、例えばドアノブ、手すり、スイッチなど、そういうものにつきましては1日1回以上、消毒液を使用して教職員が拭き掃除をするというふうな形で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行います。また、子どもたちが使うトイレにつきましても、現在は教職員が清掃を行っております。

ただ、教職員にとりましてもふだん以上の過大な業務になってきておりますので、清掃人員の確保につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

児童・生徒の健康管理については、朝夕の検温、健康観察カード記入などを2月、日本における新型コロナウイルス感染症発生時から行っております。これからも継続してまいります。学校再開後も家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらが確認できなかった児童・生徒については、登校時に昇降口あるいは職員室で検温及び健康観察等を行います。検温につきましては、5月に購入した非接触型体温計を使用しております。発熱等の風邪症状が見られる場合、その場合は保護者に連絡して、自宅で休養させるようにしております。同居の家族にも健康管理に取り組んでいただくよう呼びかけ、御家族等に発熱がある場合におきましても、児童・生徒の登校自粛を要請しております。

昨日、改めて保護者向けに、子どもたちの健康管理についての教育長名で文書を発送したところでございます。また、そのような場合につきましては、子どもたちは欠席扱いということではなく、出席停止扱いということで欠席にはしておりません。

6月1日から段階的に学校が再開し、分散登校が始まっております。学習の遅れを補うために、また円滑な学校生活につなげるために、小学生は地区ごとにAグループ、Bグループに分かれて1日おきに登校し、3時間授業を実施しております。また、6年生につきましては、地区に関係なく毎日登校し、1学級を2つに分け、学習を進めております。

中学生は午前と午後に分かれて毎日登校し、3時間授業を実施し学習を進めております。6月11日の木曜日からは全員が登校し、給食も始まり、5時間授業を実施します。そして、6月15日の月曜日からは、通常授業が開始される予定です。このように段階的に学校を再開させ、児童・生徒が安全に安心して学習に取り組めるようにしてまいります。

また、少人数授業についての御質問につきましては、授業が開始の前に各学校を回りまして、教室内の机の間隔等を確認いたしました。全てのクラスが密の状態になるということではなく、学年、クラスによっては20人程度、二十二、三人程度のクラスもあります。そういうクラスは全員が登校したとしても密にはならないだろうという判断をしております。ただし、1つのクラスで30人以上、35人以上、そういうクラスも学校によっては1クラスあるいは2クラス存在します。その場合は、学校に指示を出した内容では、大きな教室へ移動し、大きな教室の中で机の間隔を広げるというふうな形で密を避ける、そういうような対応を取っております。

以上で御質問にお答えできたかなと思います。以上で答弁を終わりにいたします。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、再質問させていただきます。

長引く長期対応が必要であるということは一致していると思います。それはもう全国的にそういうふうな覚悟をされていると思います。

そういう中で、PCR検査ですね。日本は世界と比べて感染者数も死亡者数も少ない。それは大変いいことなんですけれども、その理由というんでしょうか、まだ明らかになっていなくて、様々な説があるわけですね。ですけれども、決定的なことは、PCRの検査が少ないということであります。やっぱりみんな不安ですから、熱があるとか、体調が優れないとなったら、自分が周りの人に感染させてもいけないし、自分自身もどうなんだろうという不安がありますので、まずは検査をしたいということになるわけですね。

ですので、私は、町長は先ほど宿泊施設の関係でも町内というふうにおっしゃっていただきましたけれども、特別町内を希望しているわけではないんですけれども、児玉郡に一つの医師会ですので医師会や、この児玉郡市の広域圏で協議をして、PCR検査が素早くできる体制、そして軽症者の宿泊というんでしょうか、できる体制が取れないかどうか、そういう協議の意思というんでしょうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のPCR検査についての御質問にお答え申し上げます。

県のホームページにも掲載されておりますが、各地域の医師会がその区域を対象としました

P C R検査を今やっているところでございます。――

――そういった対

応を今しているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君）――

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君）――

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 医師の判断であっても、やはり今体調が優れなくても病院に行くこと自体を控えている町民は結構いるんですね。逆に、行って、危険じゃないかとか、そういうふうに。あと定期的な健診についても、薬だけを処方していただくとか、そういう方法に結構切り替わっているんです。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君）

————— よろしくをお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） さらに軽症者が療養できる宿泊施設の確保について、町長がおっしゃっていただいたとおり、県のほうに決定権があるわけですが、確かに児玉郡市に1か所造ったからといって、必ずしもそこにうまく具合に宿泊できるかどうかということは、県の決定になっていくんだと思いますけれども、まだまだ県全体としても少ないわけでありまして、やはり児玉郡市で、そう言いましたら場所は大体限られるわけですが、1か所でも名のりを上げていくという考え、そういう協議をする考えというのはないのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどの答弁で御説明申し上げましたとおり、上里町内には公的というか民間も含めて宿泊施設がございません。そういったことも町としてもいろいろ試行錯誤しました。ただ、現状としましては、先ほど言いましたように、県のほうが軽症者を含めて管理している状況ですので、そこはなかなか厳しいかとは思いますが、引き続きこういったことも含めて検討させていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 町民の生活と子育て支援の強化についてなんですけれども、学校給食費については、やはり財政負担が大きいということでありまして、そもそも町長の公約でありまして、町長は立候補する時点で、かなり財政的負担があることを覚悟で公約に掲げてきたわけですね。

それで、今このコロナ禍の中で、やはり日常的に毎月毎月引き去られてしまう、そういう負担というのは、収入が減っている家庭、特にもともと子育て中の若い世代の収入は少ないわけですから、非常に大きな負担感があるわけですね。ですので、そこを無料にするということは、非常に大きな安心につながるのだと思うんですね。今、やっぱり今年度に限りとか、そういう対策でスタートしているところもあるわけです。

上里町はもともとこれが目的だったわけですから、前倒しでスタート、財政的には大きな負担になりますけれども、それは子育て世代を大きく励ますことになりますので、是非実施していただきたいというふうに思うので、再度お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 昨年に引き続き、また給食費ということで御質問いただきまして、ありがとうございます。

私も本当にそういう意味では、子育て支援ということで実施したいところであります。ただ、現状を鑑みますと、先ほど言いましたように、給食費につきましては来年度の、このコロナ禍の中で税収の落ち込みとか、いろいろな条件がありますよね。前にもお話ししましたように、一度給食費を無償化すると、都合で途中でやめますというわけにいかないという状況を考えますと、やはり慎重に考えざるを得ないということでもあります。

そういうところで、沓澤議員のおっしゃるのは十分私も肝に銘じているんですが、その辺はもう少し考えさせていただいてやっていきたいと思っています。

また、ちなみに4月、5月分の給食費は、今徴収していないという状況でございます。コロナ禍の中でやれることをやっているということでございますので、引き続き御理解、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 一度実施したら継続していかなくやいけないということは、公約に掲げた時点で分かっていたことなんですね。ですので、そういう答弁はやはりちょっと疑問なんですね。

それで、今本当に生活が困窮している中で、何を支援するかといったときに、やはり財政的負担は大きいですがけれども、それは保護者の負担も大きいわけですから、2人いれば一月に1万円ぐらいになっちゃいますね、小・中併せてもね。ですので、それを支援してあげる。財政的負担が大きいのが故に、町民の負担軽減も大きいというふうに言えると思うんですが、再度お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の給食費に関する御質問にお答え申し上げます。

先ほど沓澤議員もおっしゃったように、今年度に限り給食費を無償化にする自治体もあるよ

うに思っていて、実は埴岡教育長ともこの件についてちょっと議論しています。まだその辺が固まっていない状況であります。そういったことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 是非実施していただけるような議論を深めていただきたいと思います。

次に、やっぱり子育て支援の中で、今、非常に休校中、宿題が多くて、プリントがたくさん出されたと思うんですけども、令和元年の5月に前教育長から頂いた資料ですので、30年度の教材一覧表になると思うんですが、神保原小学校からずっと全部打ち込んで資料をまとめたところ、1年生は平均で、5小学校の平均ですよ、7,023円。2年生も7,073円。一番大きかったのが6年生の7,847円というふうに、1年間の教材費ですね、これは。保護者から徴収している教材費です。

これは主にテストだとか、ドリルだとか、そういうものの保護者負担の教材費なんですね。今回、すごくそういうものが増えているのが、この教材費として徴収されては困るなというふうに思っているところなんです。

こうした教材費なども、教育の無償化の観点からいえば、是非無料にすべきものだったんですね、従来からしても。それが今このコロナ禍の中で、改めてその無償化について町は考える必要があるんじゃないかと思っているわけなんですけれども、今後検討していただけるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 教材費についての御質問にお答えいたします。

子どもたちの教材費につきましては、沓澤議員がおっしゃるように、学年あるいは学校によって金額はまちまちですが、およそ7,000円から1万2,000円程度ということに幅があります。これにつきましては、文具あるいは通学用の靴、そういうものに充てるということで、今回の休業中の課題につきましては、プリントを学校で印刷して渡しているというふうな形ですので、休業中の課題については、学用品等の費用の中には含めないでやっていきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の宿題のプリント等は含まれないということを聞いて安心しま

したけれども、1年生から6年生までトータルしますと、各学校のばらつきはありますけれども、6年間での平均としますと4万3,518円、1人のお子さんに教材費はかかっている計算になるわけですね。その教材費、教育の無償化の観点から、どのように考えるかということについての答弁を再度お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 学用品の関係なんです、就学援助制度を受けている家庭におきましては、町からの援助の額を、その学用品の額が上回るということはない、そういうような状況で支援はできているかなと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 就学援助を受けている方たちのことは承知しておりますが、全ての児童・生徒に関わっていることでありますので、その点について支援の一環として今後検討していただければというふうに思います。

3番に移っていきたいと思うんですけれども、長引く休校の下での学びの保障について大変詳しく答弁していただきまして、約50日間、それを水泳授業の中止や長期休みの短縮、また行事の中止等で埋めていくという考えが示されたわけですが、私も行事に関しては、3月の卒業式なども緊急な事態で大変悲しい思いを子どもたちにさせたわけでありまして、この行事は中止しようとかいう方向についても、やはり子どもたちの気持ちも尊重して、じゃ運動会でも保護者1人とかそういう方法でも、縮小してもやってほしいという気持ちがあれば、やっぱり応えてあげたいし、そういう行事の中で成長することもすごく大事だというふうに思いますので、そこは決定が先じゃなくて、子どもたちの意見も、こういうふうに教員たちは考えていますけれどもという問いかけ、こっちは是非やってほしいということも、子どもたちの中にはあるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 行事につきましては、今までと同じ形での体育祭、運動会はもうできないということで、これは校長会の中で校長先生方と検討した中で確定したのですが、我々ぐらいの先輩方ですと、小学校時代、春に小運動会をやって、秋に大運動会だったと思いますが、いわゆるマスゲームとかダンスとかそういうんじゃなくて、小規模ながらできるような形は模索しながら、何とか子どもたちの行事を通しての教育活動、教育成果を上げる、そんなのは各学校で工夫してくださいということで申し上げております。

これも私の考えをあまりこういうところではよくないかも分からないですけども、例えば合唱大会をグラウンドで大声で歌うとか、これも従来の体育館の中での合唱大会はもう無理で行わないということです、あとは学校のほうで創意工夫をしながら、どんな形でやってくれるか、それは楽しみにしておるところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 各学校の自主性に委ねる部分が大きいことは、非常にありがたいかなというふうに思っています。

次に移るわけなんですけれども、学校教育はもう既に正常な事態から緊急事態だったじゃないですか。教員は過労死寸前の長時間勤務、その上に英語や道徳、新しい教科が加わるなど、本当にぎりぎりのところでやっている中での今回のコロナ禍。ですので、日本共産党もそうしたことから緊急提言を行ったわけなんですけれども、やはり何が大事かということは、一人一人の学びを保障していける学校教育だと思うんですね。

従来から、昔はこういう一つの真ん中ぐらいの子が多くてこういう波でしたけれども、近年はちっちゃな波、なかなか理解できない子とうんと理解が進んでいる子とに別れるというパターンになってきています。やっぱりそれはいろんな学びの条件だとか、家庭環境だとか、様々な要因でそのようになってきているというふうに思いますけれども、本来はどの子もやはり楽しく学べる授業がいいと思っているんですね。

そうしたときに少人数学級、間隔も大事ですし、やはり一人一人がより大事に、落ちこぼしておいて後から大変だから何とかというんじゃなくて、落ちこぼさない、理解できる教育ということを見直していくためにも、少人数学級を見直す必要があるというふうに思っているわけなんです、今の教育長の答弁ですと、30人を超えている学級は大変少ないような、であれば、町が加配することによって保障ができるんじゃないか。そういう少人数学級の意義についての教育長の見解をまだお聞きしていないので、是非聞いておきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 少人数学級の意義について、個別学習というふうな形で少人数学級がより効果的だということも重々承知しております。また、ある程度の人数で、合同で協議しながら学習を進めるというところの大きな効果というところも承知しておるところでございます。これがじゃ何人ぐらいが一番いいんだろうかということはまちまちですが、上里町ではもう既に実践をしております学び合い学習という形で、クラスの中ででも2人ペアになった

り、あるいは4人グループになったりということで、少人数の活動をしながらか学習効果を進めていくというようなことを小・中学校全校で行っております。

ただ、今、コロナ禍でございますので、そういう実践ができなく、全員が前のように一斉に前を向いてやらなくてははいけない。給食についてもグループで向かい合って食べずに、前を向いて無言で御飯を食べなさいということをこれから指導しなくてははいけないということで、そういう意味ではいろんな課題がある中で、少人数学級も含めた中で、より子どもたちに効果のある授業形態、授業方法は何なのかなということを、これはやっぱり実践を踏まえながら、逐一、逐一对応していかなくちゃならないことだと思いますので、その辺は先生方からの意見もよく吸い上げながら、また検討していきたいなと思います。

それから、教育委員会といたしましては、子どもたちの安全は第一なんではございますが、先生方の健康管理も大事な仕事の一つでございます。教員が1人病気等になって欠けてしまうと、そこに空ける教育の穴というのはすごく大きなものがありますので、教職員の健康につきましても十分に配慮しながら、でも頑張っていたかなくちゃいけないなというところをお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私は、本来は少人数学級でしっかりと学びが保障されて、体育の授業だとか、今は非常に難しいですけれども、そういう音楽だとか、大勢で響き合ったり、活動したりする必要があるものときは2クラスが合同でやるとか、そういう方向が望ましいのではないかなというふうに思っているところなんです。

それで、先ほど教育長もおっしゃられたとおり、教員の皆さん、本当にぎりぎりで行っている中で今回の分散で今始まっていますと、同じ授業を2回やるわけですね。大変な苦労だと思います。そういう中だからこそ、やはり加配をして、余力を持っておく必要があるんじゃないかなと。もうぎりぎりで行っている中で、誰か倒れたときにちゃんと準備も必要じゃないかなというふうに思いますので、その教員の、国からは3,100人増員する予算が、今日の新聞などを見ますと、新たに80人だか90人かの追加というのが載っていましたが、上里町もそういうふうなことが可能なかどうか、そういうものが回ってくるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 今、国から教員の加配ということで、私もニュースのほうは承知し

ているんですが、教員の資格を持っていて教えられる人ということで探すということで、この加配予算がついたけれども、本当に集められるのかな、退職された先生方をお願いしなくちゃならないのかなということで、すごく現実的には心配しているところでございます。

町内におきまして、県のほうには加配要請ということでお願いは出しているところでございます。また、幸いにも加配教員ということではありませんが、上里町におきましては学習支援員とか、あるいはスクールサポートスタッフ等々で、町の予算でだいぶ学習補助をサポートしてくださる方を採用していただいております。ですので、学習効果としましては、少人数で別々の授業ということではなく、ＴＴ、教員の補助をするというふうな形で、十分な授業はされているのかなと。また、学習支援員さん等を活用しながら、より効果的な教育はやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 教育長に最後の質問になりますが、教室やトイレなど子どもたちが集団で使う場所は、1日1回以上、教職員が消毒するだとか、現在は教職員がトイレの掃除を実施しているというようなことであります。先ほど来、本当に教職員は大変な、心身の疲労も大変だと思うんですね。子どもたちの健康の管理、換気、いろんな熱中症対策、様々な、そして学習の遅れをどうしようかだとか、そうしたことを考えますと、トイレの掃除を教職員にとするのは、もう何としても回避していただきたいというふうに思うんです。

そうした対策について再度お聞きしておきたいと思います。それは町長にも、執行者のほうにも予算が伴うことなので、その考えをお聞きしたいと思います。お掃除等に係る人の配置を是非検討していただきたいと思うんです。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） ふだんですとトイレ掃除等は子どもたちが行くところを教員が監督しながら一緒に清掃しているわけですが、いろんな意味で神経を使って、仕事のほうも負担になっているというのは、本当に事実です。ただ、沓澤議員も今おっしゃっていただきましたが、清掃員を増員するためには費用的な面もかかってきますので、その辺はこれから町と検討しまして、何とか配置ができればありがたいなということでお願いできたらなとは思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の御質問、ちょっとその前に先ほど宿泊施設の件で、県の設置のほうで県が運用管理しているわけですが、町としても検討するということをちょっとお話ししましたが、なかなか厳しい状況で、これについては慎重に考えていきたいということで訂正させていただきます。

今、学校のトイレの清掃等については、働き方改革というものが当然学校の先生にもありますし、先ほど答弁で言いましたようにGIGAスクールとかICTの活用とか、そういった面でも先生方の負担が出てくるかなということが予想されます。

そういった意味で、働き方改革でどうやって教員の増員を図れるかどうか、教育長とよく検討させていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） トイレの掃除等は、薬品というんでしょうか、消毒液だとかいろんなものを使って行わなきゃいけなくなりますので、是非その辺は十分考慮していただきたいというふうに思います。

2番の交通弱者対策について、2点お聞きしたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、8月中旬から申請ができるような形で6月議会に補正で上程、私もちらっと補正で、これがそうかなと思ったんですけれども、そうだったんだなというふうに改めて思っています。9月からスタートできればということでもありますけれども、幾らの券を何枚で、何枚使える形でのスタートが切れるのか、端的にお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の交通弱者対策、タクシー補助券ですね。1枚が620円ですね。一月2枚配付されるということでございます。年間24枚でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ちょっとがっかりしましたね。近隣、いろんなものを近隣の自治体と比較して、遜色のないような形でというようなことが多かった中で、この高齢者のお出かけサポート事業については、近隣に比べてもう格段に低い内容で、私は近隣の自治体に倣って是非やっていただきたいというふうに思っていたので、その整合性を図るよう、在宅重度障害者の方々のタクシー券補助を引き上げてほしいという気持ちでいましたけれども、これで

と、障害者の皆さんのタクシー券補助に合わせたという形に見受けられますけれども、ちょっとがっかりしているんですけれども、これ、スタートに当たって変更の余地はないのかどうか。あまりにも近隣に比べても少ないような気がします、いかがでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問に対してお答え申し上げます。

この高齢者お出かけサポート助成事業は、定時定路線の公共交通網の中での公共交通弱者であって、障害者と高齢者に対する補助の格差を生じさせないために助成内容を検討させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 格差を出さないために整合性を図っていただきたいのは、高いほうに合わせていただきたいわけですよ。月に2枚、行って帰ってきたら、もうどこにも行けないですよ。病院に行ったら、もうおしまい。買物もできなければ、どうして暮らすんですか。それも、美里町や神川町さんは3枚や4枚使えるんですよ。1回きり1枚しか使えなければ、在宅重度障害者のタクシーの申請者の皆さんは、満額使えない人がほとんどです。それは1枚しか使えないからなんですよ。これじゃあまりにもひどいと思うんですけれども、弱者の、交通手段を持たない方たちの暮らしをどのように捉えているのか。月2枚で十分だと思っていられっしゃるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員は美里町、神川町との比較をされていますが、上里町は公共交通としてこむぎっち号を運行しています。それを補完するタクシー券ということもあります。全く同じ土俵でやるというのはちょっと違うと思いますので、その辺は御理解いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 補完は選べる人が補完になるんですね。選べる人にはタクシー券はいかないわけですよ。歩行が困難で、やはりドア・ツー・ドアが必要でしょうと判断した人しか申請できないんですよ。補完にはならないんですね。その辺が考えの相違だと思いますので、

再度お願いして、時間もないのでおしまいにしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど答弁で申し上げましたとおり、令和2年9月より自宅からバス停までの移動手段を確保することを前提に、高齢者の外出支援としてタクシーの利用料金の補助を交付するという事業を今回新たに設けたということでありますので、改めてこの辺のことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を終わりにいたします。

暫時休憩いたします。再開は午前11時5分からいたします。

午前10時46分休憩

午前11時5分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 議席番号11番納谷克俊です。通告に基づき一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、新型コロナウイルス感染症による影響と今後の課題についてであります。先ほど沓澤議員の質問、また質問に対する答弁とかなり重複している部分がございますので、用意しておきました原稿をだいぶ割愛させていただくということと、急遽少し違った角度からの質問をさせていただきたいなと思っておりますので、答弁のほどをよろしくお願いいたします。

初めに、町独自の経済対策について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が4月7日に発出、発令という表現のほうか正しいのかと思いますけれども、発出をされ、不要不急の外出自粛要請や店舗や施設の休業要請が行われたことなど、町民の生活も大きな影響を受けたところであります。

5月25日には埼玉県を含む5都県でも解除となり、緊急事態宣言は全面解除となりましたが、既に飲食業や観光業をはじめ、製造業など幅広い業種において影響が生じており、今後、さらに幅広い業種において減収、減益となることが予想されるところであります。

政府においては、1次補正において事業者向けに持続化給付金や雇用調整助成金、日本政策金融公庫等や民間金融機関を通じた資金繰りの支援などを実施し、個人に対しても特別定額給

付金や子育て世帯臨時交付金の支給をし、また地方自治体に対しましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、上里町においても交付限度額を1億111万9,000円とされたところであります。

また、第2次補正予算案についても閣議決定をされ、雇用調整助成金の拡充や資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時金の拡充などを柱として、今月10日頃には可決される見通しとなっているところであります。

町では5月13日に開かれた令和2年第2回上里町議会臨時会において、上里町民の暮らしと健康を守る緊急施策パッケージと題した事業費6,822万7,000円の補正予算が可決成立したところであります。

主な内容は、町内商工業者への給付金事業、ひとり親世帯及び生活困窮世帯への給付金事業、小・中学校及び指定避難所等における体温計等の配備などであり、その審議過程における質疑において、職員から提案された14件から選定されたものであるということと、今後の状況次第でさらなる補正予算も検討されるとのことでありました。

臨時会から3週間ほどが経過をしており、他の市町村の独自施策についても連日のようにメディアから情報が得られる中、町でも引き続き今日まで検討を重ねていることと推測をいたします。ポピュラーなところでは、水道料金のうち下水道料金も含めてですが、基本料金の減免であったり、プレミアム商品券の発行を行う。また、子どもを対象とした健康応援商品券の支給、雇用調整助成金支給制度の独自上乘せ、また制度融資の保証料の一部負担等々があるのかなと思っていますところであります。限られた町財政の中で最大の効果が得られる策が求められているのと同時に、給付行政にはモラルハザードの問題もあり、しっかりと精査をしていく必要があるかと思っています。

そこでお伺いいたしますけれども、今後、どのような町独自の経済対策を考えられておるのでしょうか。

単純に先ほどの交付限度額が1億111万9,000円という話をさせていただきました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の件ですが、これが約2兆円積み増されるということは3倍になるということですので、単純計算、3倍になるということはないと思いますよね。地方交付税の不交付団体からかなり強い不満があったようであります。人口の多いところが基本的には財政力指数が高いということで、本来であれば、人口が多いということは、ほぼほぼ人口密度も密になり感染者が多い中で、何でそこでコロナウイルス対策における臨時の交付金に対して財政力指数が影響してくるんだということで、かなり強い抗議があったようでありますので、単純には3倍にはならないと思いますけれども、かなり増額になると思います。

そこで、前回の臨時議会でも質問させていただきましたが、取りあえずは財政調整基金を歳

入で見込んだわけでありますけれども、これは財源補正となり国の交付金が活用されてくるのかなと思いますので、その辺も併せて答弁いただければと思います。

次に、小・中学校の臨時休業長期化による児童・生徒の学習の遅れ、体力低下とストレス軽減の対応について伺うところであります。

こちらも杳澤議員のほうから、ほぼ用意しておいた質問に対する答弁をいただいているわけでありますけれども、あえて重なる部分が多くなりますが質問させていただきます。

町のみならず全国的にだと思いますが、これまで経験のない約3か月に及んだ町立小・中学校の臨時休校を終え、今月1日より段階的に学校が再開できたことに対しましては、設置者をはじめ教育委員会や学校関係者の皆様に深く感謝するところであります。

臨時休校に伴う授業時数の確保のために、夏季休業や冬季休業を短縮するという報告をいただきました。先ほどの話では3月が17日、4月が15日、5月が18日ということで、50日の不足分を終業式や始業式でも授業を行う。夏の水泳の授業は中止する。中学校においては合唱大会も行わない。小・中学校における運動会、体育祭等も割愛するというお話であったところであります。

そこでなんですけれども、これまで未実施になっている授業日数を、この長期休業に短縮と各種行事の見直しによってどれぐらいカバーすることができるでしょうか。改めてお伺いしたいと思います。

また、学習の遅れと同時に、児童・生徒の体力低下も懸念されているところであります。特に緊急事態宣言が発令されている期間においては、ステイホームと繰り返しメディア等を通して叫ばれ、屋外で例えば公園とかそういうところに出かけることがあたかも悪いことのような印象が与えられた部分もあり、屋外において体を動かす機会というのが、相当減少してしまったのではないかなと感じているところであります。

また、併せて同様な理由になるかと思いますが、通常よりも多くのストレスを抱えている児童・生徒というのも相当数存在することが予想されるわけであります。分散登校の期間においてより一層注意をいただくことはもとより、今後の対応が大変重要になってくると思います。

また、子どもたちのストレスのことを話しましたが、子どもたちが毎日家にいるということで、保護者の受けているストレスも非常に大きいというのは、私の少し下の世代が子育て中の世代になるんですけれども、そんなお話も日々聞かれたところであります。児童・生徒と併せて保護者に対するそういったケアもしていかなければならないと思いますが、現時点で教育委員会においてはどのような施策を考えられているのでしょうか。

学校においても3密の対策というのは重要になると思います。先ほど来、質問また答弁もあ

りました。空き教室の活用、加配教員、学習指導員の追加配置につきましても、第2次補正予算案について計上されたようであります。

また、GIGAスクール構想についても、前倒しで実施されるところであります。この後、審議をされる町の補正予算案にもあるようですけれども、町立小・中学校でもICTの活用が急がれるところであります。再び臨時休校の措置を講ずるようなことが発生した場合にも、リモート授業などを活用することが、これによって可能になってくるのかなと思うところであります。補正予算審議前ではありますが、今後どのような整備スケジュールをお考えになられているのか、お伺いしたいところであります。

最後に、危惧される感染拡大第2波、第3波に向けた備えについて伺うところであります。

緊急事態宣言の解除によりまして、新しい生活様式を意識しながらも、ウィズコロナ、コロナ後の日常を少しずつ構築していくために社会が動き出したところなのかなと感じておるところでございます。

宣言解除後、これまで北九州市で新たなクラスターが発生をしたり、特にこれは学校でも発生しているようであります。東京都では都の示した基準を超過して、東京アラートが発せられました。気の緩みなのかは定かではありませんが、新たな感染発生は全国どこでも起こり得ると感じさせられたところであります。

そのような中、これから水害の危険も考えられる梅雨の時期に入ってまいります。また、最近皆さんも感じていると思うんですけれども、比較的規模の大きな地震というのが、日本列島全体で発生しているような気がしているところであります。コロナ感染症のパンデミックと同時に、自然災害が発生するということも視野に入れながら対策を練っていかなければならないのかなと、多くの人が感じているところであると思います。

先ほど同僚議員の質問でもあったかなと思うんですけれども、指定避難所における感染防止対策のさらなる強化というのは必須であります。ただ、災害対策というのは、もし起こったときには非常に役に立つというか、やっていてよかったなということになりますが、何も起きなかったときというのは、当然ながら備蓄品であったり、そういうものは悪い言い方をすると無駄になってしまう部分もあるのかなと思いますが、備えあれば憂いなしというところであります。

その発生リスクというのが計算は多分できないと思うんですけれども、通常の経常経費であったり、新たなるコロナ対策の問題、またそのほかにも町長公約で掲げた事業実施における財政支出等も考慮する中で、なるべく町民の安全・安心、健康が図られるような施策を職員さんはじめ、我々議員も全体で考えていかなければならないときではありますが、町長はどのように考えられているのでしょうか。

学校の再開の記事が何日か前ですか、埼玉新聞に出ていましたが、その隣には行田市の執務室の様子が出ていまして、段ボールでそれぞれの区画を区切って、職員さんの感染防止ということが出ていたようであります。

町でも当然窓口等にビニールを貼って感染対策をしているようですが、今朝の情報番組を見ておりましたら、つい立てというのが1.2メートルだと、くしゃみとかせきをするとはぼ超えていって、効果がかなり薄いそうなんです。もしこうやってつい立てを立てるのであれば、1.4メートルまでの高さにすると、飛沫を直接受けるのがかなり軽減されるということで、新聞に出ていたのは行田市だったですか、段ボールでつくられたということでもありますけれども、なるべく予算もかけずに、また職員の安全が保たれる。そんなこともしっかり考えていただきたいと思っておりますが、業務継続に向けて2班に分かれて今業務を行っているわけではありますが、さらなる検討はされているでしょうか。町長に伺うところであります。

町の行事も様々な行事が中止となっております。また、今後も100人ということをめどに規模で考えていくということで、これからまた秋以降行われる行事もどうなのかなと心配しているところであります。各地域の行事というのも、多くのところで夏祭りだとか、子どもみこしだとかは中止ということを伺っております。

こういった行事が安全対策を考えて中止されることは致し方ないことだと思うんですけども、町の行事だったり、地域の祭り、行事というのが、本当に地域のコミュニティーの醸成につながっておりまして、これらを通して日常ではなかなかふだんの生活の中では会話がないう方も、行事を一緒に行うことによってコミュニケーションが図られ、地域の防災の一翼も担っているのかなと、私の住む三軒地域等では強く感じているところであります。三軒地域のことをお話しさせていただきましたが、せっかく自主防災組織を3月の総会で立ち上げたんですけども、今、その計画に基づく訓練等ができない状況であります。

また、先ほど休憩時間中、傍聴席の方々からはこむぎっちちょっくら健康体操やサロンの再開のようなお話もちらっと聞こえたところなんですけれども、そういったことも現在は施設が使えなかったり、密になってしまうからということで控えているということで、コミュニティーだけではなく、健康問題やまた各種のサークルも公民館事業とかできないということで、生きがいというものもややもすると見失ってしまいがちになるのかなと思っております。

私事であるんですけども80を過ぎた母がおりまして、週に何回か出かけていくんですね。いろんな公民館事業であったり、非常に楽しみに出かけていた。高齢だから車の運転に気をつけて行ってねとはいつも言っているんですけども、逆に全く2か月、3か月と出られなくなって、ちょっとふさぎぎみかなというところを感じて、毎朝なるべく声をかけて、庭の花でもいじってちょっと気分転換をしてよなんていう話はしているんですけども、恐らく我が家だ

けではなく、町内全体で同じような状況になりかけているのかなと危惧しているところであり
ます。

これから、同僚議員の質問にもありましたけれども、コロナとは長い付き合い、戦いになっ
てくるのかなと思います。コロナとともに生きていく、ずっとではないかもしれませんが、当然
のように薬などが開発されれば、SARSなどのように危険から開放されるかもしれませんが、
長期戦になることは今のところ間違いないようでございます。正しく恐れながらも、少しでも
以前の日常に近いような生活を送れるように、各地区や各団体だけではなく、その指針を町が
示していったら、当然新しい生活様式という前提ですけれども、その中でもガイドラインとい
いますか、道しるべを示していくというのが、行政の役割でもあるのかなと思うんですね。

非常に抽象的な質問になってしまうんですけれども、少し第1波が落ち着いてきて、検証す
る時間もできてくるのかなと思っております。また、全国の自治体の情報も、ネット等を通じ
て逐一取れる時代ですから、先進的に取り組まれている市区町村などを参考にし、また町独自
の道しるべでもいいんですけれども、そういったものが示されていき、町長が掲げられている
選ばれる町、住みたい町に上里町が真に近づけるよう、これは予算を伴わなくてもできる
部分、ある意味できる部分かと思うんですね。是非知恵を出し合って、私たちも含めてですけ
れども、コロナとともに町が共存できる、そんなガイドラインを示していただきたいと思います
ですが、町長はいかがお考えでしょうか。

以上で、最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の新型コロナウイルス感染症による影響と今後の課題につい
ての御質問にお答え申し上げます。

まず、①町独自の経済対策の拡充についてでございます。

町といたしましては、町民の健康と暮らしを守るため、町独自の支援策を提案させていただ
き、5月の臨時議会において御承認をいただいたところでございます。

感染症の拡大は多くの事業者に対して経済的な悪影響をもたらすものでございます。一方で、
外出自粛に伴う家庭内消費の増加などにより、新たな需要が発生するケースもございます。町
の支援策を検討する上では、それぞれの業態に応じまして、必要な支援を段階的に講じる必要
があるものと考えております。

特措法に基づく休業要請が実施されるなど、経済活動が抑制される中、経済対策の中心とな
るものは、国の持続化給付金、埼玉県の休業支援金、町の応援給付金など、厳しい状況にある

事業者への直接給付でございます。このように経済活動が強く抑制される最中にあつては、給付金などの事業継続の糧となる支援策が重要となってまいります。

現在は、経済活動の再開と感染拡大の抑制を同時に進める段階にあることから、経営継続のための資金繰り支援や感染防止対策を実施するための新しい生活様式への対応支援などが求められるものと考えております。国の対策を基本に調査研究を進めてまいります。

さらに、今後感染症が収束するなど、経済活動の活性化を図る段階においては、公的な施策による地域経済の活性化、いわゆるてこ入れについても検討していくことになるものと考えております。今回の町独自の支援策につきましては、議会の協力もありまして、迅速な対応を図ることができました。改めて議会の御協力に感謝申し上げます。

今後の対応につきましては、感染症の状況により、適切な事業を適切なタイミングで実施してまいりたいと考えております。引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、②小・中学校の臨時休業長期化による児童・生徒の学習の遅れ、体力低下とストレス軽減への対応については、教育長より答弁をさせていただきます。

続きまして、③危惧される感染拡大の第2波、第3波に向けた備えについての御質問にお答え申し上げます。

緊急事態宣言が解除された後も、新型コロナウイルスは確実に存在しており、第2波、第3波の可能性に備える必要があります。

国は、新しい生活様式の実践が感染第2波の備えに重要だとしております。今後、緊急事態宣言が解除された後も、3密の回避や人と人との距離の確保、いわゆるソーシャルディスタンス、マスクの着用、手洗いなどの実践について周知啓発を行っていくことが重要だと考えております。

また、外出自粛の長期化が続き、町の多くの事業も中止する中、小さいお子さんを持つ保護者の方から高齢者の方まで、相談相手や話し相手がおらず、不安や孤立感が高まったり、生きがいをなくしたりしてしまうことも考えられます。このような中、心身の健康のために何をすればいいのか、自宅での過ごし方などを発信していくことも必要になると思われれます。

現在、役場内でも在宅勤務や会議室の利用で分散勤務を行い、執務室の密度を下げるとともに、来客用カウンターのビニール設置など、感染を極力抑えられるように努力しております。住民サービスを低下させることがないように、事業が集中する部署には、他の課から応援を派遣して対応し、バランスを取りながら業務の継続を図っているところであります。これも職員の努力により、感染リスクを減らしつつ、効率的に業務を遂行し成果が上がっていると感じております。

しかし、このような状態で、今後経済対策はどのように行っていくのか、町民の健康やコミ

ユニティーはどう維持していくのか、今、災害が発生したらどうするのかといった課題は山積しているところであります。役場の仕事や体制も徐々に平常に戻しつつ、感染症に関わる効果的な支援策を盛り込みながら、本年度予定されていた事業をどこまで実施できるか、優先順位をつけて判断してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症に終息のめどは立っていない中で、町民の生活をこれまでと同様に元に戻すのは困難であると考えております。新型コロナウイルスという見えない敵に対し、長く付き合っていかなければならず、新しい生活様式を定着させていく必要があります。町民の皆様にも引き続き御協力をいただきたく存じております。

町としまして、町民の皆様が心配を払拭し、希望を持って生活できるように、またさらなる感染症の波を乗り越えていけるよう支援を行ってまいりたいと思いますので、議員の皆様に対しても御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 納谷克俊議員の1、新型コロナウイルス感染症による影響と今後の課題についての②番、小・中学校の臨時休業長期化による児童・生徒の学習の遅れ、体力低下とストレス軽減への対応についての御質問にお答えを申し上げます。

沓澤議員の御質問と関連があり、お答えの内容が重複するところもあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

学習の遅れについて、上里町の対応について御説明いたします。

先ほどもお話しさせていただきましたが、臨時休業中の授業時数確保のために、夏季休業や冬季休業の期間を短縮し、行事の精選を行うことで学習の遅れを取り戻すよう事業に取り組んでまいっていることを申しましたが、具体的な数字については見通しなんです、申し上げていなかったかと思います。

3月の休業分が17日、4月が15日、5月が18日の合計50日ではございますが、3月の17日分につきましては年度末であったということで、各学校に確認しましたところ、この時点で1年間の学習の計画はほぼ終了しておったので、3月は課題を出すことによって1年間の復習に充てることができました。

ということで、今年度4月が15、5月が18日の33日間分をどうしようかということで頭を悩ませたところでございます。夏季休業、冬季休業で19日間休みを短縮することによって、19日間授業日をつくることによりまして、残り33から19を引いた14日分を行事の精選等で割り当てる

ということで、先ほども申しましたように終業式、始業式にも授業を行ったり、それを行事の精選で行ったりということで、ぎりぎりのところで何とかカバーができるのではないだろうか。最悪の場合は、夏休みを当初は8日から16日の本当に10日間ぐらいしか取れないのかななんて考えましたが、やはり子どもたちの健康も考えて、8月1日から18日まで18日間、夏休みを取ることができました。

また、今心配されています第2波、第3波が来て、学校がまた休業のような状況に入りますと、これもどうなるか分かりません。そういう意味では、本当に子どもたち、あるいは学校の職員に感染者が出ないよう、本当に細心の注意を払っていきたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症、先ほども申しましたように、今後一旦収束しても再度感染が増加する等の事態が想定されます。そんなところから、国が現在推進しておりますGIGAスクール構想に基づき、学校における高速大容量のネットワーク環境と1人1台端末、これを早急に整備してまいりたいと思っております。

子どもたちの体力の低下への対応についてでございます。

3か月間、臨時休業が進み、児童・生徒は外出自粛の生活を送っていたため、体力の低下については非常に心配しているところでございます。

臨時休業中はストレッチやウォーキングなど簡単な運動に取り組めるよう、埼玉県教育委員会作成の運動取組カードを各学校で配付いたしました。ちょっと細かいんですが、小学生向け、中学生向けということで、こんなのが県から来まして、これを配付しています。このとおりにしなさいということじゃなく、こんなのも参考にして体力の低下を防げるようにということで対応いたしました。学校が再開するに当たり、体育の授業も限定されております。新型コロナウイルス感染拡大の状況を注意深く見ながら、体力向上についても取り組んでいきたいと考えております。

それから、ストレスの軽減についてでございます。

これは子どもたちだけでなく、保護者の方々も多大なストレスがあるのかなというふうに感じておるところです。ストレス軽減につきましては、感染拡大防止のため臨時休業になり行動も制限しており、児童・生徒や保護者には多大なストレスが加わっていると推測されます。各学校では、学級担任等を中心として電話連絡を通じ、自宅で過ごす児童・生徒及びその保護者と連絡を取り、定期的に児童・生徒の心身の健康状況を把握することを行いました。

このメンタルヘルスに関しましても、県のほうから学校用に、保護者宛に、それから子ども宛てにということで、細心の注意を払ってくださいということで、これも配付いたしました。家庭に電話したときも保護者と連絡をするだけでなく、心配な児童・生徒につきましては、本人とも直接電話で会話をするなど、児童・生徒の状況を的確に把握することを行ってまいりま

した。

先ほど申しましたように、埼玉県教育委員会で作成したメンタルヘルスのパンフレットを教職員、保護者に配付し、保護者と子どもがよい体調を維持できるように努めるという内容、あるいは家族や親戚、友人などの親しい人と話す時間を持ち、孤立しないこと、保護者と子どものストレスに伴う心理的な反応について気をつけること、必要なときに専門機関と相談することなどについて周知いたしました。

学校再開に当たり、これからも学校と家庭との連絡を密にし、学級担任や養護教諭を中心に、児童・生徒のストレスの状態を観察し、適宜相談に乗るなどして、児童・生徒のストレスの軽減に努めてまいります。

また、③番のほうで公民館のお話もされましたが、生涯学習担当としましてやはり町内の施設を活用していただくに当たりまして、コロナウイルス感染拡大防止、これを最大限に考え、町内におきましては、議員も御承知のようにグラウンド、外の施設につきましては16日から、そして建屋、公民館、図書館等につきましては6月末まで、7月1日から開館ということにさせていただきます。

本当に楽しみにしていらっしゃる町民の方々には、まだまだ御不便をおかけするところですが、6月1日、広報が配布されたときに各公民館だよりも一緒に配布されたかなと思います。公民館便りには、6月まで閉館になって本当に館長も早く開館を待ち遠しく思っているという内容、それから7月の行事についていろいろ紹介をしていただいて、早く7月が待ち遠しいなというような内容の公民館報だったと思います。

私も神保原公民館の7月に行う蛍鑑賞会、一緒に東公民館で行われる上里の歴史講座、こんなものにも参加したいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 先ほど来、同僚議員の質問の中でも、財政的なこともということでお話があったと思います。今回、この地方創生臨時交付金をその趣旨に合致すれば、これは使えるということなのかなと思っております。また、ちょっと資料を見ましたら、仮に臨時交付金を充当しない場合においても、新型コロナウイルス対策の事業であれば100%起債充当できて、今年度、元利償還金50%を基準財政需要額に算入されるよということが財務省のホームページに記載をされておったわけであります。

また、予算面、財政面だけで話をさせていただくなら、こういうときのためにこそ財政調整基金も積んできたのかなという気もしております。また、先ほど町長、本年度予定をしていた

業務の執行が全部できるかというお話もしておったわけですが、逆に言うならば、選択と集中といいますか、今年、まずはこのコロナ対策をしっかりとやっていかなければいけないということであれば、お金の面、また人材の面においても、これに集中するのであれば、政策的な新規事業については執行停止をして、その予算をコロナ対策に振り分けるということも、私は選択肢の一つなのかなと思います。

ということを考えますと、水道料金の件もそうなんですけれども、先ほど出ていた給食費の問題についても、これ確かに1回やるとやめられないよというお話だったかもしれませんが、仮に恒久的に給食費を町で負担しますよということではなく、じゃ今年度だとか、そういったやり方もあるのかなと思うんですね。だから、何が言いたいかといいますと、財源は考えて生み出そうよということで、もちろん一番いいのは、地方創生臨時交付金なのかもしれません。とはいえ、これももちろん国費ですから我々の税金で、将来的には返さなければいけない。ですけれども、充当しない場合、起債対応でオーケーなのか。また、財政調整基金はどうするんだ、新規事業の執行をちょっと待つのか。そもそも様々な計画についてもう一度見直していく必要があるんじゃないのか。これ恐らくコロナ後の世界を考えていくと、以前思い描いていたこの町のグラウンドデザインというものは変わってくる可能性もあるわけですね。

そういった財政の面から、先ほど来頭打ちになっている部分があるかもしれません。私も自分でモラルハザードと言っておきながらどうなんだという部分もあるんですけれども、財政面ではいろんなことも考えられると思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。ちょっと話が飛んじゃっているんですけれども、財調、新規事業の執行を見合わせる、起債対応、こういったことがあると思うんですね。そういったことを全て駆使すれば、この難しい時期を乗り切れるのかなと思うんですけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど杳澤議員の、同僚議員の質問でもお答え申し上げました。国の第2次補正予算がどういう形で最終的に町に下りてくるのかというのを見ながら、また財政調整基金の出動といいますか、そういったものも含めて前回の臨時議会でもお話ししたように、幾つか検討が14件ある中でという話がありました。そういった14件に限らず、その後いろいろな町の中で、各課長の、また新たなアイデアなり課題を含めて次につなげたいということで、14件にとどまらず、もっと広く、その時期からすればまだ1か月たっていませんが、新しくというようなことを考えていかなくちゃならない。また、緊急的にやらずにやらない部分もありますし、当初事業として計画された事業についても見直しという状況があります。

そういった予算執行の中で、今必要なもの、また今やればコロナ対策の効果が得られるものということで、総合政策のほうで、あらゆる支援制度、世帯から個人、それから事業者と給付で支援する部分、それから貸付とか猶予、減免措置、そういったもの、個人ですね、そういったもの。それから、事業者等については、給付するもの、助成するもの、それから貸付、それから猶予、減免、そういった切り口で、他の自治体、また国の政策を全部洗い出して、その中で今町が取り組むべきことを検討していますので、少し時間をいただいて9月の前に、場合によっては臨時会なりで再度またお願いするかと思いますが、そういう今取り組みをしているところですので、また具体的に答える時期がありましたら報告させていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 教育長に幾つかお聞きしたいところがあるんですが、時間もないのでちょっと絞りますけれども、非常にタイトなスケジュールの中で、夏休みまた冬休み等を削ったり、各種行事を見直したりということで、何とか当初予定していた学習、学ぶ機会を保障しようということは、非常に苦慮されているなというのが見えるところであります。

ただ、何というんですか、お話を聞いていますとぎちぎちなと。こんな感じなんですよ。途中でこの行事が入って、また勉強して、テストがあつて、この行事が入ってなんて、こういう変化の中でうまく1年が過ぎていったかなと、自分の子どものときを思い返して、今答弁を伺ったところであります。

その中でちょっと気になったのが、夏休みを短くするということです。幸いにも町は小・中学校はエアコンが完備をされておりまして、比較的いいのかなと思いますが、先ほども同僚議員の答弁の中では、エアコンをつけても換気はドアを開けておくよということで、真夏、40度を超えることもある内陸型の気候の上里町において、しかもRCの建物です。熱すると冷めないですよ。うんと暑い。特に3階、上に行けば行くほど暑い状況の中で、エアコンをフルにかけて窓を開けていたら、暑いですよ。また、それだけでなく、登下校時、もう朝からじんじん日差しが照りつけて、アスファルトが熱くなって暑いですよ。まだ中学生で体力があればいいですけども、小学校のちっちゃい子なんかはどうするんだろうなと思います。登下校時だけの熱中症対策もそうですし、授業中もそんなことを思ったりします。

もちろん教育長はじめ、教育委員会の皆様方はそういうことを考えられていると思います。と思いますが、改めてその辺についてどのように対策を取られるのか、お伺いするところであります。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 本当に計算上だけでは何とか追いつくかなということでやっているんですが、本当に今、納谷議員御指摘のとおり、子どもたちのやはり教育、楽しくなければいけないということで、子どもたちが楽しく授業ができるように、健康で安全でというところを配慮しながら、いろんな行事もまた考えなくちゃいけないというふうに考えております。

実は8月8日からを考えていたんだけどということなんです、8月の第1週につきましては一番暑い時期ですので、やはり子どもたちの安全、健康を考えたときに、8月1日から夏休みにしなくてはならないだろうなという配慮はあります。また、気温のほうも光化学注意報と同じように、気温が35度を超えた場合は授業はしないとか、健康面につきましてはいろんな配慮をしています。

また、町の支援策第2弾において、子どもたちが夏の暑い時期でも元気に登校できるように施策をお願いしているところがございますので、今ここでこういうこと、ああいうことということはありませんが、校長先生方にもいろいろアイデアをお聞きしながら、子どもたちが安全・安心して学校生活が送れるように、環境のほうも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ありがとうございます。

登下校時の暑さというのは多分半端じゃないんだろうなと思います。通常の時もプールに通ったりいろいろしているんで、それと同じだよという話かもしれませんが、全然この制度とか、規制とかで無理なのかなとは思うんですけども、近隣の住民の皆さんからこういうことを言われるんですね。いや、こむぎっちバスさ、ふだんほとんど利用者いないじゃん。そういうときぐらい登下校に使えないかねなんていうアドバイスもいただいています。それはなかなか難しいであろうとは思うんですけども、今現在、例えば観光業が非常に厳しい状況であるということは、バス会社だったりタクシーさんが暇ということはおかしいですね、仕事が少ないときであれば、そういったところで、登下校のスクールバスのような委託ができないのかな。これ予算、こういうところこそ使ってみたいなと思うんです。これがさっき言った起債対応でもいいですし、できればそれでもいいですし、財調、こういうところを使うのが本来の在り方なのかな。大雪なんかが降ったときに潰れちゃって、ハウス農家の方たちが本当に助かったという話を聞いています。あのときも9割、あれは財調があったからできた。今回も今地道に積んできた財調がある中で、上里町、すごいな、やっぱり子育てするなら上里町だなと言ってもらえる一つの手なのかなとも思うんですけども、これちょっと予算も絡んでくることだし、

町長並びに教育長の御答弁を伺いたいところです。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 暑い盛りの子ども立ちの安全をということで、スクールバスのこむぎっち号の利用ということで、本当に非常にありがたい御意見、アイデア、ありがとうございました。すぐということじゃなくて、いろんな子どもたちが安全に学校に通える一つの方法として考えに入れさせていただけたらと思います。どうもありがとうございます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の答弁をさせていただきます。

広報かみさとと一緒に緊急事態解除についてのメッセージの中で、裏面に彩の国「新しい生活様式」安心宣言ということがあります。今、納谷議員から、スクールバスの御提案がありました。このスクールバスになると子どもたちが密室みたいになるんで、そういった状況でやれるかどうか。座席をしっかりと間隔を取るとか、さっき言ったソーシャルディスタンスが取れるのかどうか、そういったことを含めて教育長ともよく検討させていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） バスとかタクシーは密になると、それは思っていました。国のほうも第2次補正予算の中で、特別支援学校のスクールバスが密にならないようにという予算を組んでいるようであります。

それは一回置いておきまして、新型コロナウイルスに伴う学校再開支援の中で、学校独自の校長さんの権限で100万から300万でしたか、規模等によって違うような、そんなような具体的な話はまだ分からないところなんですけれども、文科省の資料によると、つくようなんですね。これというのは、各教育委員会としても各学校でどんな施策を学校再開のためにやるんだとか、そういったことを伺った上で、教育委員会を取りまとめるという形になっていくんでしょうか。学校の自主性を尊重されるのかな。ちょっとまだ予算を取っていないので分かりませんが、分かる範囲でお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 先ほどの学校側の裁量でということは、私も報道等では認識しておりますが、まだ県のほうから正式な通知等が参りませんので、ぬか喜びをしてもというところ

ろで、正式に来たところで検討させていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 時間が無いので最後になります。

先ほど同僚議員から加配教員3,900人という話があったと思うんですけども、それと同時に指導員、これは学生指導員だったですかね。6万、ちょっと資料がどこに行っちゃったかあれなんですけれども、かなりの加配教員とは桁が違ふほどの予算がつけられていると思うんですが、これも教育長がおっしゃったように、人が集められるかという問題もあるかと思うんですが、是非活用していただきまして、上里町の今年の教育を何とか充実させていこうということで御提案なんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 先ほどお話しさせていただきましたが、町からは県のほうに、加配教員を39人のクラスがありますので、そこに対しての加配教員を1名、それから学習支援員については9名、それからスクールソーシャルワーカーというんですか、それを2名加配していただけるように県のほうには要請しております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時30分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時58分休憩

午後1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま教育長より発言の許可を求められております。教育長の発言を許可します。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 先ほど午前中に行われました納谷議員の1、新型コロナウイルス感染症による影響と今後の課題についての②小・中学校の臨時休業長期化による児童・生徒の学習の遅れ、体力低下とストレス軽減への対応についての御質問に対する私の答弁内容の中に一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。

教員の充実のところ、県のほうに教員等の加配をお願いしているという職種の中で、教員1名、学習支援員9名、この後、スクールソーシャルワーカー2名と発言いたしましたが、正しくはスクールサポートスタッフでございます。申し訳ありませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 一般質問を続行いたします。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 高橋勝利でございます。議長の許可をいただきましたので、私の質問をさせていただきたいと思います。

私の今回の質問は、新型コロナウイルス対策について質問していきたいと思います。中身は4点ありますので、順次質問していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、①初期段階の対応及び飲食業等への支援についてお伺いしたいと思います。

令和元年12月以降、武漢市などで発生が報告されました新型コロナウイルスによる患者の発生が断続的に報告をされました。全国で多くの感染者が確認されています。5月15日午後9時現在で、厚生労働省発表では全国で1万6,253名でありました。死者が710名、こんなような状況でありました。

埼玉県では、感染が確認された自治体は、私が文章をつくったときは35市町村だったんですけれども、6月14日現在で60市町村になっております。感染者は2月1日に県内で初めて感染が確認されてから、感染者が100人に達するまで2か月かかりました。しかし、それから僅か6日で200人を突破してしまいました。6月14日現在で1,005人、それから死亡が昨日の発表だと50人を超えております。これは全て退院また陰性確認済みが909人、このような状況に変化しております。

新型コロナウイルス発生の初期段階である対応について、町長にお聞きしたいと思います。

町は13日、県の知事メッセージ発表以降、11回の対策会議を開催したようです。14日、区長会臨時総会、17日に新型インフルエンザ等の対策推進会議、18日に第1回新型コロナウイルス対策会議を全11回開きました。新型コロナウイルス対策会議と名称を変えたということになっていますけれども、この辺のことについては、後でお聞きしたいと思います。

また、2月27日に全国一斉に休校要請が出され、28日には第2回対策会議が開催され、小・中学校の休校、保育園、児童館等の対応、行事等の対応基準の見直しについて検討されております。3月2日、防災行政無線放送、防災メール配信を行い、区長には新型コロナウイルス感染

予防に伴う臨時休校通知を送付いたしました。3月4日には第3回対策会議の開催が行われ、感染症対策の対応について協議したというふうに報告をされております。

議会は3月5日に開催されました。議会に学校の臨時休校が報告されたのが3月5日と認識しております。全員協議会では臨時休校に至るまでの町長、教育長の対応について、各議員から様々な意見が出されました。校長会などを開催して臨時休校を決定していますが、全員協議会での質疑は既に休校が決定してからであり、言えば事後報告のような状況でありました。このように理解してよろしいのか、町長にお聞きしたいと思います。

次に、上里町の感染者についてであります。

本庄保健所から通知で、4月3日、131例目、これは県のほうですね、全体です。それから4月23日に上里町の2例目が発生をしております。1例目発生後、町長のメッセージがホームページで発表されましたが、町内では様々な憶測が流れ、町民の不安は大きかったと思います。

本日、6月議会が開催されておりますが、感染者のその後の状況ですね。退院したのか、入院中なのか全く分からないような状況でおります。もし差し支えがなかったら説明をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

その後、4月7日には、安倍総理大臣の緊急事態宣言が発令をされまして、4月8日には全家庭に町長メッセージが配布されました。事の重大さを考えれば、ホームページは町民向けの情報手段であると思いますが、多くの町民から、町民が見られる全家庭配布もよい方法ではないかという声が寄せられました。この間、危機意識を町はどの時点で持ったのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

4月30日、私どものところに1通の手紙が届きました。結論から申し上げますと、①町のコロナウイルスの感染対策がよく分からない。正直、怖いんです。2つ目、職員は2交代制勤務を行っているとはホームページに記載されているが、事務作業で同じパソコンを使っている意味がないんじゃないのか。接触対策では、自席やパソコンは他の人に触らせない、触った人が特定できるような配慮があるのかなど、形だけの感染対策では意味がないんじゃないですかということであります。3つ目は、確かに1階フロアにはビニールシートとか貼られております。町民に呼びかけるには、具体的に何をするのか。また、自粛要請を行ったが、どれだけの町民がこの自粛要請に応じたのか、把握していましたら説明していただきたいというふうに思います。このような手紙でありました。言えば呼びかけにインパクトがないというふうなことで結論されておりますので、このような手紙が届いたことについて、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

次に、政府の方針である不要不急の外出自粛に伴い、上里町でも新型コロナウイルスの影響により多くの飲食業等が影響を受けており、特に50年も営業している個人の食堂、スナックな

ど、飲食業はしばらくの間、休業の看板などが出ていました。私も当時、その店等をお邪魔して見てきました。3月後半から4月中旬までの間、大幅な収入減になっているということは、既に皆さん方も御承知だというふうに思います。ひどいときは1人のお客もいないときがあったと聞いています。前年同月比と比較し、約80%以上の収入減になっているようです。ある店の方は、このままでは廃業も考えなければと悲痛な叫びでありました。先代から引き継がれた店を閉めるのは先祖に申し訳ない、貯金を切り崩していかないとたないと、こういうふうな落胆している声でありました。

そうした中、5月13日に開催された臨時議会では、上里町の独自の商工業者への支援、それからひとり親家庭への支援策は金額的には、欲を言えばもっと欲しいという人もおりましたが、今の町の財政からしてよく頑張ったというふうなことで、私は一応の評価をしております。案内では申請見込みが1,000件とありました。町独自の応援でありますので、あまり細かいことは言わず、申請者全員に支給をしていただきたいというふうに思いますけれども、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

また、郵送申請と書いてあるんですけれども、町から郵送で送られてくると勘違いしてきた多くの商店の方々がおりました。まだ期間がありますので、申請漏れがないように何か方法を考えていただきたい。言えば、今の現在の状況がどのぐらいいっているかというのも、併せて説明していただければありがたいかなというふうに思います。

また、この応援給付金事業についてですが、受付事務を商工会に全て任せた根拠と、役場職員事務になぜしなかったのか説明していただきたい。これは例えば事務費に370万円かかっていますが、どうして短期間にこれだけの事務費がかかるのか説明をしていただきたいというふうに思います。

役場ホールにも多くの申請者が訪れています。6月定例議会、今日ですね、開催されるまでには順次支給されるのではないかと思います。町長にお聞きしたいと思いますが、町独自の支援策を検討しましたが、臨時議会報告では職員から14件の支援策が提出されたと報告されました。取り組みとしては私も全協で申し上げましたけれども、非常によいことだというふうに理解をしております。改めて町長にお聞きしますが、この14件の支援策をどのように受け止め、今後に生かしていくのかお聞きしたいというふうに思います。

次に、私は自粛要請に対する町の動きとして、日曜日のイオンモール上里の調査を行いました。これはやっぱり自分の目で見ていかないと、町や国や県が自粛要請をしてもどのぐらい町民とか住民が応じたかは、じかに行ってみないと何もならないということでお邪魔させていただきました。

ちょうどこれは2階のレストランを見てまいりましたけれども、日曜日でありましたけれど

も、昼時、大勢の人がふだんは訪れているんですけども、この日は2階のレストランに20名ぐらいきりお客がおりませんでした。このことは上里町民が自粛要請を受け入れた結果と思われます。これはあくまで私の感じたことであり、町としては把握していたのかどうかお聞きしたいというふうに思います。解除後は多数の車が駐車していることも、皆さん方、ここの会場にいる方も既に知っているんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところもどこまで把握したのかお聞きしたいと思います。

次に、②小・中学校の卒業式の対応についてお聞きします。

新型コロナウイルス発生の初期、中期の経緯がある中で、小・中学校の卒業式を前に、PTA連合会による卒業式の変更を求める3,500名の署名が町長、教育長宛てに提出をされました。本来、要望となるものは直接相手に渡すものであります。なぜ守衛室にこの要望書を提出したのかははっきりしないまま、今日まで経過してしまいました。この行動を私は批判するものではありません。だけれども、慎重な行動をしてほしかったというふうに私は思います。

署名の理由は、神川、美里、本庄が保護者の卒業式への参加を認めているのに、なぜ上里だけが保護者の出席を認めないのか。このような理由から、短期間で署名が集められました。今回、私が問題視しているのは、保護者の要望は理解できないものではありませんけれども、上里町から感染者を出さない町の方針であり、代表者が教育長と直接面談をする機会もあったんじゃないかというふうに私は思っています。なぜそういう相談ができなかったのかなというふうに思っております。教育委員会というのは、私の認識では閉鎖的ではない環境と思っております。教育長の説明を是非いただきたいというふうに思います。

一度決定した事案をこのような署名で変更することになれば、今後、一つの例になります。今後のことも考え、コミュニケーションを教育委員会も深めていただきたいということをお願いしたいと思います。

このような重要な案件は、議会を含めた町全体の決定として進めるべきであり、児童・生徒の今後のことを考えれば、町長、教育長だけの問題じゃなく、町全体の問題として捉え、今後に生かしていただきたいというふうに思います。

私は3月24日、神保原小学校の卒業式の状況を調査いたしました。もちろんこれは先生にも許可をいただきまして、体育館はいつもの卒業式とは違う雰囲気でありました。記念写真の撮影時は先生、そして卒業生とも落胆した様子もなく、笑顔もありながら終了いたしました。校庭で待つ保護者までは先生の花のアーチを通り抜け、非常に盛り上がっていました。寒い日にも関わらず、ほとんどの保護者が駆けつけ、記念写真の撮影など和やかに行われ、私は安心をいたしました。

卒業式に出席できない保護者のために、町はDVDの贈呈を町負担で行ったことについては、

祖父母もこの卒業式のことも見られることであり、永久に残る記念にもなり、一定の評価はできると思います。署名をした保護者もこの状況を見ているわけですが、どのように受け止めていたのかと思います。知り合いの保護者の母からは、私も式に出席しなかったとの声も現場で聞きました。そばにいた夫は、今回はやむを得ないだろう、こういう意見でありました。このような一連の経過について、今回経験したことをどのように今後に生かしていくのか、教育長の答弁を求めます。

次に、③小・中学校の授業日数の遅れの対応策について質問いたします。

緊急事態発令に伴い、小・中学校の休業時間が、最初は4月9日から5月6日までとなり、再開日は5月7日となりました。しかし、さらに緊急事態が延長され、休業期間が5月31日までとなり、休業期間の合計日数が祝日、土日を除いて、先ほど議会のほうの説明でありましたが、50日を超えたということで理解をしております。5月4日には緊急事態宣言の延長が発表され、5月31日までの臨時休業期間が延長となりました。再開日は6月1日の予定になっています。今、再開をされております。この延長により、授業時間の遅れがさらに増加をいたしました。合計、土日、祝日を除き50日間ということになっております。教育委員会の把握と若干違うところがありましたら、正式に教育長のほうの答弁をお願いしたいと思います。

本題に入りますが、小・中学校などが6月1日まで休校になりました。政府の要請で一斉休校が始まったのが3月上旬、春休みを挟んで自宅待機がこれほど続くのは、今までに経験のないことであります。友達に会うこともままならない子どもたちの心身の負担は計り知れません。今日、傍聴者の皆さん方には、私が作成しました子どもたちの授業の再開後の課題というのをまとめて配付いたしました。特に注意が必要なのは、小学校1、2年生です。集団で学んだり、遊んだりすることが発達上最も重要な時期にあり、孤立状態が続くと、親子とも心身の不調が危惧されます。学年が上の子どもはインターネットなど、コミュニケーションを取ることが報道で報告されていますが、上里町はそこまでの環境ではないと思いますので、早急に全児童にタブレット端末の導入の検討をお願いしたい。教員と家庭が連絡を取り合い、子どもに異変があれば、養護教諭やスクールカウンセラーも交え、速やかに対処する体制が必要でありました。

教育長にお聞きしますが、この間の休業期間にどのような指示を現場に行ってきたのか。学習の遅れも重要です。休業期間により休業日数が延びますと、中学3年生は受験勉強に大きな影響が出てきます。高校受験に詳しい教育長にお聞きしますが、今こそその経験を生かし、受験生の不安を解消するプランを立てるべきと思いますが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

また、小学校高学年は本年度から英語教育が教科になり、1学期の授業及び通知表の作成は期間が短いため、先生にとっては大変な作業になることは必至であります。英語が正式教科に

なるなど、4月から小学校で新たな学習指導要領が導入されています。1つの例として申し上げますが、読売新聞が都道府県庁所在地と政令市、を調べたところ、約3割が15分間の短縮授業の導入で授業時間を捻出することが分かっております。高学年での英語教科のほか、倫理的指向を学ぶプログラミング、主体的・対話で深い学び（アクティブラーニング）が取り入れられます。英語の授業数が年間35コマ増えるため、各自治体では実施に向けて教員と児童に過度な負担がかからない形での授業計画を作成しております。

そこで、教育長にお聞きしますが、上里町の授業時間の遅れの捻出方法をお聞きしたいと思います。先ほど同僚議員の質問の中でもいろいろ答えられておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

1週間で15分授業を計3回行い、1コマ分と見直すのが一般的なようなんですけれども、上里町はどのような方法で今後取り組んでいるのかお聞かせを願いたいと思います。

この間の新型コロナウイルスの影響による一斉休校で、遅れた授業の補習や感染予防にも注力していかなければならないと思います。緊急事態宣言が先ほど言ったように解除されたことを受け、学校再開を前倒しする動きが出てきています。感染防止対策をしながら、一刻も早く学習の遅れを取り戻していただきたいなというふうに思います。重要なのは、できるだけ密集状態を避け、席の間隔を広く取ったり、給食の時間も子どもたちの机を合わせないなど工夫が欲しいと思います。東小などは神小、賀美小、長幡小と比べて児童数が多いわけなので、この辺のところも複数の教室に分けるのは大変なんではないかなというふうに思いますので、併せましてその辺のところについて対策をお話ししていただければありがたいかなというふうに思います。

文部科学省は、最上級生以外の児童・生徒は二、三年かけて取り戻していききたいなんて、こういうことを言っていましたけれども、小六、中三を優先的に分散登校させて、1年間で挽回することを目指していますが、私は夏休みの短縮、先ほど教育長は8月1日から8月18日まで決定をいたしたことが報告されてますが、土曜日の活用は言われなかったような気がするんで、各種行事の削減などを検討し、最大限の努力をお願いしたいというふうに思います。既に計画の策定は、先ほど教育長が答弁しておりますのでできていると思いますが、教育長にお聞きしたいと思います。

まず、考えられるのは、私は4月からこの原稿をつくっておりました。あくまで5月時点での考え方でありますので、さらには小学校5、6年生の英語教育が今年度より教科になりました。6月1日からの授業で、1学期終了時点で通知表にどのように採点をしていくのかをお聞きしたいと思います。これは保護者からこういった質問がされておりますので、一応不安だという声が届いておりますので、もし説明ができるのであれば説明をしていただきたいというふうに思

います。

特に、先ほど申し上げたように、中学3年生は受験に大きく影響を受けます。そうした中で、安倍総理大臣は29日の衆議院の予算委員会で、新型コロナウイルス感染拡大による学校休校の長期化を踏まえ、9月入学・始業を検討する意向をいたしました。5月1日には専門者会議の中で意見を述べておりますけれども、政府は国内の感染状況を見極めた上で、児童・生徒や社会全体の影響を考慮しながら慎重に判断する方針になってきました。首都圏をはじめとする知事が、最初は9月入学について東京の小池都知事、大阪の吉村知事などは賛成をいち早く上げました。そういった両論が出る中で、埼玉県知事は当時、慎重に議論を判断していくべきと記者会見で話しておりましたけれども、1日たって翌日には急に賛成の発言をしておりました。1日で考えが変わる発言には、正直言って私ものがっかりいたしました。

9月入学については賛成の知事は、欧米などは秋入学が主流で、日本の4月入学は大学の国際化を遅らせる一因と話しております。賛成知事は、兼ねてからの9月入学論者であり、今回の学習時間確保のために、このような非常事態時にこの問題を持ち出した人たちに疑問を持たざるを得ません。課題も幾つもあります。入試、資格試験、採用、就職活動の日程調整、それから4月から8月生まれの児童・生徒の扱い、こういったことを含め、半年間、余計に学校に行かせることになるし、4月から3月で1.5倍になってしまいます。仮に4月に入学した場合、1年生と9月に入学した児童が一緒になる、これをどうするのかと疑問も残ります。9月まで3か月しかありません。これはもう今の総理大臣の発言では、見送りをするというふうなことを言っておりますけれども、これやめたんじゃないんですよね。この時点では一応取り下げをしたような記者会見をしておりますので、今後にこういうものになったときには、きちんとした対応をしていただきたい。

考えれば、1年生が9月に入学した場合には、満7歳5か月で入学しちゃうことになりまして、非常にこういう問題をどこまで政府は議論してこういうことを報道番組で記者会見したのか、ちょっと疑問がありますので、この辺のところにつきましては、会計年度も含めまして教育長に、非常に難しい問題があると思いますけれども、考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

最後に、ドメスティックバイオレンスについてお聞きしたいと思います。

あと11分しかありませんので、簡単に終わらせたいと思いますけれども、これは内閣府男女共同参画局が取り組んでいるんですよね。女性に対する暴力の根絶、配偶者からの暴力、被害者支援の情報などをここで行っているんですけれども、今回、被害者にも10万円が支給されるわけですよ。だけれども、一応世帯主に支給されるわけですよ。じゃ本人の、国民1人に10万円というのはどうなのかということを考えてみた場合、この上里町においてもいろいろこれに

についてはホームページ等で発表されているので知っておりますけれども、どのようにこの辺のところについては配慮をしてやったのかお聞きしたいと思います。プライバシーの保護もあり、一般的窓口で応対ができるのかお聞きしたいと思います。

さらに、保護命令決定書の謄本、婦人相談所が発行する証明書などが必要というふうなことを言っているんですけれども、非常に複雑になっている部分がありますので、その辺のところについてもお聞きしたいというふうに思います。

この申出期間が8月20日までというふうな期限になっておりますので、その間の中で、常に整理をしていただきまして、一部報道されたような加害者のほうにお金がみんないっちゃったとか、支給されなかったとかということにならないように、町のほうの対策をきちんとやっていただきたいなということをお願いしまして、私のほうの質問を終わりにさせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。

高橋勝利議員の1、新型コロナウイルス対策について、その①初期段階の対応及び飲食業者への支援についての御質問にお答え申し上げます。

このたびの新型コロナウイルスへの対応につきましては、議員の皆様にも御理解、御協力を賜りまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

まず、お尋ねのありました学校の休校に関する連絡についてでございます。

3月3日から3月26日までの臨時休校が決定されたのは2月28日のことであります。議員の皆様には、その日のうちにメールでお伝えさせていただきました。区長さんには、その3日後である3月2日に、各地区総会の開催方法と併せて休校をお伝えしたところでございます。同日、住民に対しても、防災メール、防災無線で休校の周知を行ったところでございます。

また、3月5日には全員協議会を開催し、改めて議員の皆様には休校を含めた対応の状況を説明させていただいております。情報に関しましては、まず最初に議員の皆様へいち早く報告させていただいているところでございます。

また、4月3日には上里町で1人目の新型コロナウイルス感染者が確認され、このときも議員の皆様にはその日のうちに個々に連絡させていただきました。そして、その後、町民の皆様にもホームページで町長メッセージを発出しております。

続いて、2人目の感染者が4月27日に発生しましたが、こちらも議員の皆様にはいち早くお伝えし、町民にはホームページで周知したところであります。

感染者の情報につきましては、県が記者発表した内容が町の知り得る全てであります。住所、

氏名などの個人情報、県も市町村に伝えないこととなっており、町も知り得ない情報となります。患者のプライバシーに配慮するとともに、人権にも配慮することが町の役目であります。

次に、役場庁舎の状況であります。町は4月20日から分散勤務を行っております。2班体制を取り、在宅勤務や会議室等の別室勤務を活用し、執務室の密度を下げています。これにより、執務室は通常の2分の1程度の職員数になっており、いざというときに役場機能が全面的に停止しないよう対応をしております。また、パソコン等の供用備品については、拭き取り作業や手指消毒も心がけています。また、御承知のとおり、窓口にはビニールシートを貼るなどして、町民にうつらない、うつさない努力をしております。目に見えないウイルスに対して完璧ということはありませんが、町としてもできる限りの努力をしているところであります。

町民に対する啓発として、住民回覧、毎戸配布、防災無線、防災メール、ホームページ、テレ玉データ放送など、複数の媒体で住民周知を行っているところであります。

町民が自粛要請に対してどれだけ応えたかを単純に分析することは難しいと思います。確かに集まりやすい場所や時間帯はあったと思いますが、町長自らの防災無線放送や町長メッセージの毎戸配布、広報やホームページなどの啓発を重ねることによって住民の意識も向上し、町の様子は通常から比べれば、非常に閑散とした状況でありました。その結果、感染者数は2名で収まっていると考えております。町民の皆様の御協力に深く感謝するとともに、新しい生活様式がスタンダードになるよう、引き続き町民の皆様に啓発してまいりたいと考えております。

次、町内商工業者応援給付金については、町の予算規模などを勘案した上で、一律5万円とさせていただきました。申請には申請書を作成の上、証拠書類の写しを添付し、上里町商工会に郵送する方式となっております。給付金の対象となる主な条件といたしましては、町内の商工業者で15%以上の減収があった方となっております。減収月が一月でもあれば該当となりますので、多くの対象者がいらっしゃるものと考えております。申請に当たっては負担とならないよう、できるだけ簡素なものとしたところでございます。

制度の周知についてでございますが、5月13日の補正予算の設立後、速やかに町のホームページに掲載を行いました。6月の広報かみさとは、他の支援策を含めた特殊ページに掲載し、注目をいただけるよう工夫をしております。また、行政区の協力により、町内の掲示板においてポスターを掲示させていただいております。今後も商工会と連携し、制度の周知と丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。

商工会に事務を委託した理由でございますが、商工業者支援策の検討を開始した4月上旬より5月13日の臨時会での予算化に至るまでの間、担当課であります産業振興課においては、複数回、商工会との協議を重ねております。制度設計に当たっては、商工会の助言も参考にするなど、支援策の創設に深い関わりがあるのと同時に、商工会としても是非協力したいという思

いがありました。また、商工業者にとって身近な存在でもございますので、制度融資の窓口として、資金繰りなどについても支援につながることを考えました。

このような背景から、商工会への事務委託が最も適切であると判断したものでございます。事務に関しては、商工会にお願いする形となっておりますが、あくまでも町の支援制度でございます。商工会との十分な連携を図り、繰り返しになりますが、制度の周知と丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。

次に、事務費370万円についてでございます。人件費が全体の9割以上を占めておりますが、受付などの簡易な事務に加え、申請の相談や審査など、確定申告等の知識も必要となることから、このような積算となっております。

続いて、町の行う支援策でございますが、制度の内容や申請方法等については、なるべく町民の方が分かりやすいものを心がけていきたいと思っております。職員から提案された支援策の案についてですが、それぞれのアイデアは各フェーズによって効果を発揮するものもありますので、長期化も視野に入れ、効果と財政的なバランスを検討し、ブラッシュアップして今後の町の支援策に生かしてまいりたいと思っております。

なお、次の御質問の②小・中の卒業式の対応について、③臨時休校に伴う授業の遅れについての御質問については、この後、教育長に答弁させます。

続きまして、④ドメスティックバイオレンスへの配慮についての御質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が令和2年4月30日、国会にて設立し、上里町においても特別定額給付金事業を実施しております。中でも御質問のありました配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方につきましても、細心の注意を払い事業を進めているところであります。

まず、DVを理由に避難している方及びその同伴者につきましては、基準日において配偶者と同一世帯であっても、一定の要件を満たし避難先自治体に交付の日までに申出を行った場合、住民票所在市町村ではなく避難先自治体、居住市町村から支給することができます。これらを可能にするため、4月24日から4月30日までDV避難者等からの申出期間とし、5月1日から5月8日にかけて自治体間で調整を行い、申出者へ確実に給付できるように対応してまいりました。また、この期間を過ぎたとしても申出があった場合、同様の対応をさせていただいております。

プライバシーや個人情報保護のための対応といたしましては、役場内の関係各課との連携強化や役場窓口においても、会話の内容が他に聞き取られることのないよう、会話の内容、声の大きさ、他の来庁者との距離、必要に応じて別室にて対応するなど、その取り扱いについては特に厳重な管理の下、事業を進めさせております。

次に、申請手続きにつきましては、感染拡大防止に留意し、簡素な仕組みで迅速かつ的確に給付事業を進めることが求められており、関係機関との連携や案内などにより、御本人様の御負担が極力ないよう支援しておるところであります。

本給付金事業では、非接触型の申請方式をお願いしているところではございますが、丁寧な対応を基本とし、窓口、電話の問合せに対し、全職員が初期対応できるよう情報共有を行っております。その他、相談ダイヤルの設置により、町民皆様の不安や疑問に対応させていただいております。

町民の方々への周知につきましては、感染拡大防止に向けた外出自粛が求められている中、人との接触、外出を減らすため、ホームページにより周知いたしました。広報6月号にて改めて掲載し周知を図っております。

現在、給付作業を進めているところでありますが、町へ返送され次第、順次審査を行い、支払い手続を行っております。システムの活用と人海戦術により、1回の支払い件数をできるだけ増やせるよう進めており、第1回目の支払いは5月22日、それ以降は週2回のペースで順次進めております。

町では、国の補正予算設立に先行して準備に取りかかり、給付体制を整えてまいりました。引き続きDV避難者をはじめ、特別な配慮を必要としている方について細心の注意を払いつつ、丁寧な対応によりいち早く給付金が届けられるよう努めてまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） それでは、高橋勝利議員の②小・中学校の卒業式の対応についての御質問にお答えを申し上げます。

3月3日火曜日からの臨時休業中の中での卒業式につきましては、児童・生徒の安全を確保するため、卒業生及び教職員のみでの卒業式を挙行いたしました。保護者の参列はできませんでしたが、町といたしましては、先ほども申しましたように、児童・生徒の命と安全を最優先にということで、記念になるDVDの撮影、そして全卒業生への配付を行いました。

保護者の卒業式参加の可否につきましては、様々な御意見、御要望をいただきました。その中で、改めて開かれた教育委員会、開かれた学校づくりを推進していくこと、教育委員会、学校、保護者、地域のよりよい関係の構築のために、日頃から御意見を聞きやすい、話しやすい体制づくりを図ってまいりたいと思います。

次に、③臨時休業に伴う授業の遅れについてでございます。

杓澤議員、納谷議員の御質問と関連があり、お答えの内容が重複いたしますが、御了承いただきたいと思えます。

上里町では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業は、昨年度3月3日から始まり、3月は17日間、また今年度は4月が15日間、5月が18日間の合計50日間に及んでおります。ただ、3月の17日間につきましては昨年度の内容であり、先ほども申し上げましたとおり、ほぼ昨年度中の内容については終了していたということで、3月は復習に充てることができました。

今年度の4月の15日間、5月の18日間の合わせて33日間分の遅れの対応について御説明をいたします。

臨時休業は、昨年度の復習や今年度の予習など、学校から指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課してまいりました。そして、登校日を設定したり、各家庭に電話をしたりすることで、学習の状況や成果を把握してきました。6月1日からの学校再開後は、学習内容の定着を確認し、授業の遅れを補うための措置を講じていきます。臨時休業中の授業時数確保のために夏季休業や冬季休業の期間を短縮したり、行事の精選をしたりすることで、授業の遅れを取り戻すように取り組んでまいります。

また、本町におきましては、小学校は地域ごとにA、B、2つのブロックに分けて、来週の水曜日までですが、1日おきの登校になっております。しかし、6年生は最終学年ということで、通学班と関係なく1日から毎日登校して授業を行っております。また、中学校におきましては、隔日1日おき登校ということではなく、出席番号奇数、偶数等に半分に分けて、午前3時間、午後登校で3時間ということで1日3時間授業ですが、毎日登校して勉強ができる、そういう体制を取っております。

次に、タブレット端末についてでございます。

国が推進しておりますGIGAスクール構想に基づき、学校における高速大容量のネットワーク環境と1人1台端末の整備を推進してまいりたいと思っております。

次に、中学3年生の高校入試に関してですが、臨時休業が続いたことにより不安に思っている生徒も多いと思えます。町でやっております学力アップ、塾へ行かない3年生向けの勉強会につきましても、昨年より回数を増やして実施する方向で今準備に入っているところでございます。また、市町村の教育長会でも、入試の試験範囲について配慮していただけるよう県に要望しているところでございますが、現時点では詳しい情報はまだ入ってきておりません。県の入試の方向性をこれから注視してまいりたいと思えます。

また、高橋議員御質問の9月入学につきましては、国や県の動向を慎重に注視してまいりたい

いと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 時間がないので聞きたいと思うんですけども、最初に、商工業者に応援ということで町が決めたことは非常に喜ばれているわけですけども、郵送申請で町から送られてくるというふうに認識しちゃった人が圧倒的に多いんですよ。

私は、回っているうちは大きな店は行きません。もう小さい店で今日まで頑張ってきた商店とか、そういうところに行って聞いてきますと、あれ、そういうのもあるのという話になってきちゃうんですよ。この辺のところというのは、今後また何があるか分かりませんが、もうちょっと丁寧に親切にやっていただきたいと思うんですよ。

それで、町の中から商工の店、お店がなくなっちゃったら、町は破滅ですよ。こういう人たちを支えるのが町の仕事なんですよ。大きい店とか、例えば失礼ですけども、イオンとかユニクス、いろいろありますよ。そうじゃなくて、本当に細々と店を開いて、地域の人との接触をやっている店を支援していただきたい。

そういうためには、収入が最初から少ないと、だから、申請するのちょっと気が引けちゃうんですよと、こういう話ですけども、先ほどだと1か月だけでも町長はいいんですよなんて言っているんですけども、具体的にちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員の再質問に対してお答え申し上げます。

先ほども答弁で申し上げましたとおり、町民に対しての申請等を含めて、かみさと6月号の2ページ目ですか、ここに緊急施策パッケージということで、商工業者の支援策になっています。これは毎戸配布しておりますので、そういったところの周知は、完璧とは言わないまでもやっているし、そういった商工会のほうでも、口コミ等を含めてやっていただいていると思いますので、6月11日までの振込予定、これが今71件、355万、そういった形の動きが出ています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 今回、1,000件が対象になっていますね、1,000件ね。数字、今何件か言いましたよね。そうすると、1,000件に対して今の数字だと、ほとんどの人が出していない。

出さないかよく分からないんですけども、その辺のところをちょっと説明していただきたい
と思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 町内、商工業者応援給付金ということで5万円を一律にと
いうことでいわれていまして、これが受付期間が5月14日から始まっています。これは
まだ振込予定というのも、申請して振り込む作業までいっている段階で、まだ申請
段階でやっている分があります。また、この期間も来年の1月15日ですから、時間
は十分にある、十分とは言わないまでも、そういったところで周知を重ねていき
たいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 私の知り合いのうちもスナックをやっていたり、いろいろ
やっていたんですけども、今回、休業しちゃっていますよね。入り口に貼り紙まで
出しちゃって休んじゃって、全くないと。今回町がこれを出したことによって、
今度はインターネットとかパソコンとか、そういうところを詳しくやっていかな
いとなかなか分かりづらいというので、知り合いのこれに詳しい人に説明する
ためにわざわざ勉強会まで開いたんですよ。私の友達ですよ。それでそういう
人を呼んで、こういう手続で、こういうふうにやっていったらいいんじゃない
ですかということで取り組んでもらった結果、書類が行き届いたということで、
非常に感謝されているんですよ。

本来ならば、これ商工会がそういう事務的なこと、いろんなことを説明したり
するんですけども、商工会に入っていないきや駄目だとか、そういう認識を持っ
ちゃっているんですよ。だから、年寄りで井勘定で生活しているところという
のを、もっと町というのは定期的にとまではいかないでも、そういう人たち
を集めて、今後また起きる可能性もあるんで、やっぱり小さな商店を助けて
もらいたいんですよ。そのためには、やっぱり今町長が言っているように、紙
見ればいいのか、ここに書いてあるよと、そういうだけじゃ駄目なんです。神
保原駅通りを見てみなさいよ。みんな年寄りの人ばかりなんです。店だつて。
そういう人たちを助けてやるのが町の仕事だと思いますよ。再度お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員の再質問にお答え申し上げます。

対象者として1,000件を予定しております。これは商工会との会議の席で
そういう方向でい

っています。

そういった商工業者についても我々も存じていますが、商工会とよく内容を精査して、どの辺が商工業者として申請が出ているか出ていないか、そういったところを精査して、高橋議員がおっしゃるように、網羅的にしらみ潰しといいますか、そういったところもできるかどうか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 要するにハートが大事なんです、ハート。ですから、町の責任においてやる時は、やっぱり先ほど商工会に全部預けちゃったという話をしたんですけども、私が言いたかったのは、やっぱり職員というのは、町民のために働いているわけだから、丁寧に説明するんですよ。すると、町民も非常にそういうのを頼りにして、ああよかったと。前にも私言ったんだけど、窓口に来たときに職員の方が非常に丁寧に説明してくれるんですよ、ありがたいですよ、こういうことを子育ての関係についても言われているんですよ。ですから、こういう事務というのは、なるべく直接役場が対応してもらってやることによって、町の評価も上がるし、一番上里町は住みやすいな、暮らしやすいなというふうな感じをどんどん持ってくるんじゃないかなと思いますので、もう一回、町長の答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員、ちょっと認識がよく私の答弁を聞いていただければ、町と商工会が一体でやっているということですので、全部商工会に投げてはおりませんので、その辺を誤解しないでいただきたいと思っています。職員も一生懸命やっていますし、商工会も一生懸命やっている。町と商工会、一体でやっていますので、御理解いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 誤解はしていません。ただ、そういう声が多いからということで話をしているんで、その辺のところ、町長が誤解されたなんていうふうに取っていたんじゃない、しょうがないなと。あくまで私は自分の考えじゃなく、いろんな人から言われたことを言っているということが一つなんで、御理解をしていただきたいと思います。

それから、あと時間がないので、最後にドメスティックバイオレンスについてちょっ

とお話ししたいと思うんですけれども、何でこれを取り上げたか。前の文部副大臣で馳浩さんという方がいるんですよね。この方がこのコロナ騒ぎが出たときに、国会議員が何人ですか、こういうところへ訪問しちゃって何したか。本来、国が守っていかなきゃならないそういう人たちのところへ行って、セクハラをしているわけだ、セクシャルハラスメント。これで相当なことの批判を受けたわけですよ。

だから、この辺のところについても、あまり国のことばかりやると国会議員の偉い人たちがこんなことをやっちゃうわけですから、町もやっぱり注視して、こういう部分について先ほど私が言ったのは、ハートの問題なんです。こういう人たちを町が支援する、助けていくというのが本当の住むべき町、上里町が住みやすい町というふうになるんで、その辺のところをもう一回、町長に今誤解と言われましたけれども、その辺のことについてはまたそれでいいですから、今のことについてお答え願います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） ドメスティックバイオレンスについては誤解しているなんては言っていないので、その辺は御承知おきください。

この件につきまして当初から担当課といろいろ協議しまして、間違いがあってはいけない、そういったところでこの答弁がありましたように、避難先自治体と連携して間違いないように、当事者に給付金が渡るように細心の注意を払ってやっておりますので、御安心いただければと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 私ね、本来、再質問なんかする気なんかは全くなかったんですよ。ところが、この児玉郡市の今度の6月議会の状況を聞きますと、上里町が4名ですか、神川町がやっぱり4名と、非常に神川町の話も聞いているんですけれどもばらばらで、県のほうに私はそういうふうにとちょっと聞いたけれども、それだとこれだけ世界中がコロナの問題を取り上げているときに、議会がこれだけしか関心がないのかと。議会が一つになって何とかしようという姿が見えないと、県のお偉い人に言われたんですよ。私はそういう時間、本当は言いたくなかったんですけども、あまりにも情けないと言われたんで、今回本当に一般質問もやめようと思った、職員一生懸命やっているというから。だけれども、やっぱりそういうことを訴えていかないと、何やっているんだという話になりますので、悪いけれどももう1回町長にお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋議員の思いは分かりました。また、今日は傍聴者も女性が多い。どういうふうな関係で、かなり関心があるのかなというのも、私も今回勉強させていただきました。

今後ともこういったことに関しても、町として、先ほど言いましたように選ばれる町、住み続けたい町にを目指していきますので、是非御指導をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後2時50分からいたします。

午後2時33分休憩

午後2時50分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 5番仲井静子です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

私の一般質問は、ご遺族支援の取り組みについてです。

1、「ご遺族支援（おくやみ）窓口」について、2、「おくやみハンドブック」配布について、3、ホームページの活用について、4、タブレット端末の活用について、5、エンディングノート作成について、5点を質問させていただきます。

昨年の9月16日、敬老の日に総務省統計局の発表では、日本の高齢者の人口は3,588万人と過去最多となり、そのうち100歳以上が実に7万人を超え、総人口に占める高齢者の割合も28.4%と発表しています。このように長寿社会が実現したことは、大変喜ばしいことですが、しかし、人間は永遠に生き続けられるわけではないので、高齢者が増えることは、死亡者も増えることを意味しています。

日本の高齢化社会は多死社会という新たな局面へ移行し、葬場不足だけではなく、単身の高齢者が増えることも予想し、亡くなった方の身寄りを探したり、所有者不明の空き家や土地が周囲へ悪影響を及ぼしたり、財産を継承という手続が煩雑で、新たな社会問題になる可能性が考えられます。

そこで、10年先、20年先の課題も考慮した体制づくりに取り組んでいただきたいと、まずは死亡に伴う複数の窓口で行っていた手続を一つの窓口で完了するワンストップシステムの構築は、町民サービスの向上に向けて是非とも取り組んでいただきたいと考えます。身内が亡くなった際の手続は、御遺族は悲しみの中で行わなければなりません。その手続は、申請書の種類も関係窓口も多く大変です。御遺族にとって、手続そのものの負担だけではなく、心の負担にもなっています。昨年の9月定例議会で同僚議員が質問しています。私からも質問させていただきます。

2016年5月に大分県別府市では、職員の提案からおくやみコーナーを開設し、御遺族の悲しみに寄り添い、手続を一括して進めるサービスを実施し、全国の自治体に広がっています。住民サービスの向上を目指し始めた取り組みが、職員にとっても各窓口での対応時間の短縮にもつながり、評判がよいとのこと。町でも御遺族が死亡手続を行う際、一つの窓口で死亡に伴う手続が完了できるようシンプルな形にしていだきたいと、同僚議員も質問しています。

町長の答弁では、スキルのある職員を配置し、そういう方が見えた場合、スキルのある職員が死亡届に関する町民にとって複雑な手続の対応を今後進めたいと思いますと答弁されていましたが、その後の窓口対応についてお尋ねします。

次に、おくやみハンドブックについて、町長にお伺いします。

近い人が亡くなったとき、葬儀のことだけでも手いっぱい、残された家族にはやるべきことがたくさんあります。一番煩わしいのが、死後の手続と経験者が口をそろえて言っています。死亡届の手続は初めてという人が多く、心理的にも負担も大きいです。手続のために複数の窓口へ何度も足を運ばなければならない現状では、改善が必要ではないでしょうか。身近な方がお亡くなりになると、役場での各種手続のほか、銀行、法務局、生命保険、パスポートや携帯電話の解約、NHKの受信料の名義変更、運転免許の返納手続、クレジットカードの解約手続、電気、水道料金の名義変更など、役場以外での手続も必要となります。大切な家族が亡くなったとき、死亡に関する事項がしっかり頭の中に入っている方は、少ないのが現状だと思います。多くの方は悲しみの中で、死亡に伴う手続を行うことになります。

死亡に伴う手続についてですが、町民福祉課へ提出する死亡届のほか、税金関係や福祉、医療、年金等、多くの窓口で手続をしなければなりません。ですけれども、どの窓口で何の手続が必要になるかということは、亡くなられた方の生前の状況により異なるということなのですが、町民にとってはまさに複雑でして、非常に分かりにくいという声を耳にします。

このような状況の人に対し、死亡手続に伴うおくやみハンドブックを提供している自治体が増えています。内容は役場で行う手続一覧表、役場以外で行う手続一覧表と、とても分かりやすく書かれています。死亡手続を行う人にとって、とても心強いハンドブックです。おくやみ

ハンドブックを作成し、必要な人に配付する考えがあるのかお尋ねします。

次に、ホームページの活用についてお聞きします。

近年では、終活として死亡に伴う手続を前もって把握したいという人が増えていると言われています。そこで、お伺いします。ホームページなどで死亡に伴う各手続の御案内として、手続の一覧表を掲載し、町民が各手続について前もって把握でき、申請者の負担を軽減する効果があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、各申請書などの記入についてですが、高齢者など自筆が困難な方もいらっしゃると思いますし、その中には、親族が誰もいない方もいらっしゃる場合もあると思うのですが、町では現在、そのような方に対しどのような対応を行っているのかお伺いします。

困難な方への対応として、近年ではタブレット端末を利用した窓口サービスを提供している自治体もあり、職員が町民から聞き取りを行い、各窓口で必要な申請書を最大で約20種類自動作成することができるようです。町民の負担を軽減し、手続漏れなどを防ぐ効果があると考えられます。これらは自筆が困難な方への対応のほかにも、窓口業務の効率化またはペーパーレス化など様々なメリットがあり、窓口業務改革という観点から、このタブレット端末を利用した窓口サービスについての認識、効果、導入について、町長のお考えをお聞かせください。

最後に、終活の中のエンディングノートについてお伺いします。

日々の生活は老いと向き合い、人生の最後を見据え、自分で人生の終わりまでを書いて準備するための終活、やはり終活は高齢者の方が多くなると思います。町は75歳以上の高齢者数及び独り暮らし高齢者数、高齢者夫婦世帯数は増加傾向です。そのような状況の中で、町としてのエンディングノートを作成し、配布する考えがあるのかお尋ねします。

エンディングノートは自分のこれまでの人生を振り返り、気持ちや財産管理等の整理ができるものであって、遺言書とは異なり、気軽に書けるメッセージになるものです。効果については、人生の終えんをどう迎えたいか、家族に何を伝えたいかなどを考えるきっかけとなり、現在の気持ちを整理することができるというような効果があると思います。また、これらを書き残すことで、突然入院したとき、相続のとき、そして自分にもしものときなど、不安を解消するための支援にもつながるのではないかと思います。

いつかは必ず身近な方がお亡くなりになるときが訪れます。その現実を受け止められない、つらく悲しい状況の中で、様々な手続に負われることとなります。そのような御遺族の負担を少しでも軽減すること、さらに言えば、生前の終活支援を行うことは、没後の御遺族支援につながりますので、終活支援事業は重要な町民サービスだと思っています。町長のお考えをお伺いします。

亡くなられた人に関する遺族が行う行政手続は、平均で役場内の五、六課を回り、15枚ぐら

いの書類をつくらなければならないため、遺族らの負担になっています。書類の不備等で何回も役場へ足を運んだ人や、たらい回しにされひどい目に遭ったという話も耳にします。要するに、手続が複雑で大変の一言です。専用ダイヤルを開設し、どんな手続が必要か、何を準備すればよいか、そのような疑問を事前に確認でき、何度も手続に行く手間を省くサービスを提供している自治体もあります。お役所仕事はトップが熱意を持って指示すれば変えられるし、町民に喜ばれる仕事で職員も頑張れるのではないのでしょうか。町職員の底力を期待します。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員のご遺族支援の取り組みについての御質問にお答え申し上げます。

まず、1、「ご遺族支援（おくやみ）窓口」について、2、「おくやみハンドブック」配布について、3、ホームページの活用については、関連がございますので一括してお答え申し上げます。

昨年の9月定例会の一般質問においてお答えさせていただいておりますとおり、おくやみコーナーの設置に関しましては、死亡受付件数や職員配置、システム構築等の費用などの課題があります。しかし、議員が御指摘のとおり、死亡に関する手続につきましては非常に多岐にわたり、また死亡された方により手続の内容も変わってきますので、悲しみの中、遺族にとっては大きな負担であると考えております。

現在、町では関連手続を分かりやすく一覧表にしたものを関係課と調整しながら作成し、おくやみガイドブックとして配布できるよう準備を進めております。

ガイドブックの内容につきましては、まずはどのような手続が必要なのかチェックシートで確認していただき、必要な手続に進んでいただけるように考えております。また、役場以外での手続に関しましても、分かりやすく案内できるよう掲載する予定としております。

なお、同じ内容のものを町ホームページに掲載し、ホームページからダウンロードをしていただき活用できるよう予定しております。ホームページにつきましても、おくやみのページから必要な手続をクリックしていただければ、各課担当のページに移行できるよう、充実を図っていきたいと考えております。

次に、4、タブレット端末の活用についてでございます。

残された家族の中には高齢者の方も多く、自筆が困難な場合は、御家族の方など委任状をお持ちいただいた方に代筆をお願いしております。タブレット端末の導入は、死亡受付件数を考

えると、死亡に関する手続については、費用対効果は低いと考えております。まずはおくやみガイドブックを活用していただき、多岐にわたる手続をなるべく負担をかけずにできるように考えております。また、窓口業務全般について効率化等を考えたときに、タブレット端末の導入は、様々なメリットがあると思いますので、費用対効果を考慮しながら考えていく必要があると認識しております。

最後に、5、エンディングノート作成についてでございます。

エンディングノートは記載項目に決まりはなく、御自身が家族や周囲の方に伝えたいことを考えて御記入いただくものであり、様々な種類のものが販売・配布されております。

しかしながら、もし介護が必要になった場合、誰に介護してほしいのか、費用は何を充てるのか、また延命治療を望むのか、さらにもしもの場合に知らせるべき人や遺影の選択、希望の葬儀のスタイルなど、いわゆる終活の中であらかじめ整理しておく事柄は相当程度集約できるのではないかと考えております。

そこで、こうした事柄をこれから配布するおくやみガイドブックの中にまとめて記載し、エンディングノートの要素を兼ね合わせることもよいアイデアではないかと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 再質問させていただきます。

ここにあるのは、先週発売になった週刊朝日をコピーしていただいたものなんですけれども、この中で「おくやみコーナー続々登場、一元化で便利、不安も解消」ということで、全国の自治体、国のほうもバックアップして支援ナビを提供し、それに関する指導者も派遣するということをうたっています。

本当にお悔やみに関する手続は、皆さん大変だったと口をそろえて言うわけなんですけれども、私、実際リハーサルじゃないけれども、町でやってみました、自分に関して。ここにおくやみハンドブックがあって、この中で、赤のほうは役場でやる手続、ブルーのほうは役場以外でやる手続なんですけれども、自分でリハーサルをやったときに5つの課を回りました。そして、書類がここに全部いただきました、この書類を。そうすると、この中で見てみると、同じことを何回も何回も書くわけなんですね。本当に面倒くさいと。その都度また説明を受けるわけなんですけれども、これが一元化できたら本当に助かるなという部分で、国のほうも動いていまず支援ナビというのを使ったらいいんじゃないかということを考えますけれども、町としてもこういうのを導入する考えがあるか、再度お尋ねします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 町では先ほどお話ししましたように、おくやみガイドブックを作成して配布できるように準備を進めているわけですが、今、仲井議員から御提案の支援ナビですか、そういったものを今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 次に、ホームページについてですが、町のホームページを見ました。ホームページで「人生のできごとで探す」で「おくやみ」アイコンをクリックしましたら、何が出てきたかという、「戸籍」、「改葬許可」とか「相続登記について」、これだけです。これだけが出てきたんです、「おくやみ」のところで。そして次に、「戸籍」のところで見ると、出生届、死亡届、婚姻届、あとは転籍届というんですか、この項目が出てきたんです。でも、「おくやみ」のコーナーを押して、何でこれが出てくるのと。死亡届に関する文面だったらいいんですけれども、これが出てきちゃったと。本当にシンプルというか不親切というか、そして、ほかの自治体のを見ますと、本当に親切丁寧に死亡後のお届けとかに気をつけましようとかいろんなことが書いてあるんですけれども、私、このおくやみハンドブックは、それぞれのよくできた自治体のホームページからダウンロードして取りまして、そしてほとんどの充実したホームページでは、このおくやみハンドブックはダウンロードできるようになっています。だから、町でも本当に事前に、不安の中、みんなが手続きしていますので、これがあると本当に心強いなということで、是非とも一日でも早くやっていただきたいと。

それと、ホームページについて前から何回も言っていますけれども、充実してほしいと。それで、死亡届に関するホームページは本当に中身がないと、不親切だなということを感じていますので、それも一日も早く充実していただきたいと思います。

ホームページに関して担当課が操作できるようになっていますよね。担当課のほうの職員は全然触っていないんじゃないかと。私、議員になって6年たちますけれども、6年前と全然変わっていない。それをいつ頃、内容を変えるかということをちょっとお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の再質問に対してお答え申し上げます。

ホームページの改修については、昨年からも指摘されて、私も操作してみて非常に使い勝手という意味でちょっと問題があるなという形でありますので、このおくやみガイドブックを掲載するタイミングで機能を改修したいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） エンディングノートについてですが、以前、これは神川が2018年12月に発行した広報です。この中に「終活、大切な方のために、自分のために」とエンディングノートが一部書かれているんですけども、町としてエンディングノートを配布したり、ダウンロードできるようにしていただきたいと思いますのは、例えばエンディングノートというのがこれから必要になるなというのは、一日一緒に生活している家族でも意外と分かっているようで分からないことが多い。覚えているようで意外と覚えていないということも多いということで、いざというときにこのエンディングノートが役に立つと。

そして、この中でセレモニーの人が「遺族の人で残された家族が困ること」というので書かれて、預金通帳と銀行の口座が分からない、あと知らせてほしい人の連絡先が分からない、どの保険に入っているか分からない、葬儀関係の希望を把握していない、不動産登記簿の保管場所が分からないと、残された家族にとっては意外と知らないことが多いので、これからはこのエンディングノートというのも必要になるのではないかなと思うんですけども、そのエンディングノートについてのアンケートがありますね。

やっぱり信頼できるところで、自治体の終活支援に関する意識調査の中で、エンディングノート、自分にもしも家族の終活を支援してほしいということで、やっぱり終活支援を実施してほしい機関としては、自治体というのが一番多いですね。その次に、介護施設、医療関係、民間企業など、6割弱の人が自治体に終活支援を実施してもらいたいというアンケート調査もありますので、そんな費用がかかるようなことだと思わないんですけども、町としてはエンディングノートを希望者に配布する考えがあるのかお尋ねします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど答弁の中で、おくやみガイドブックの中にエンディングノートの機能を付加すると。神川の内容についても、もし仮に介護が必要になった場合、誰に介護してほしいのか、費用は誰に何を充てるのか、延命治療を望むのか、そういった要素が盛り込まれているようです。また、知らせるべき人や遺影の選択、希望の葬儀、こういった終活に当たる部分を、そういったエンディングノートの中に要素として付加していくという方法かなと思っております。

私もかつて自分の父親が亡くなったときに、遠方で亡くなってその後について対応したときに、大変預金の印鑑まで照合しないとなかなか手続が進まないというのもありまして、そうい

ったものをきちんと今のうちに整理しておくのも一つのあれかなと思っております。

そういったことを参考に、おくやみガイドブックにも盛り込めるものについて精査して取り組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 今回の質問で、町長はホームページも充実すると、おくやみハンドブックのほうもその中からダウンロードできるようにしていくと。あと、おくやみハンドブックとエンディングノートのほうを一緒にした形でやっていきたいということを約束していただきました。

今回、約束をいただきましたので、これで一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 5 番仲井静子議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 3 時 17 分散会